

行政常任委員会

令和 7 年 3 月 6 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員であります。

それでは、まず初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までのこの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 3 号、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第 3 5 号、尾鷲市道路線の変更についてまでの計 3 3 議案でございます。そのうち、条例の制定議案が 3 件、条例の一部改正議案が 1 3 件、条例廃止議案が 2 件及び議案第 2 1 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから議案第 3 0 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決についてまでの予算議案が 1 0 件並びにほか認定等議案が 5 件であります。これら提出議案につきましては、担当課より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、財政課でございますけど、議案第 2 6 号の令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決についてから説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第 2 6 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 3, 1 1 6 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ126億3,016万2,000円とするものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

歳入でございます。

10款1項1目地方交付税は1億2,596万4,000円の増額で、これは普通交付税の追加交付によるものでございます。

追加交付の内訳は、給与改定費として5,156万円、臨時経済対策費として3,827万9,000円、臨時財政対策債償還基金費として3,228万円及び普通交付税の調整額復活分として384万5,000円でございます。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

このうち、16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入49万1,000円の増額のうち、財政課分は12万円で、これは基金の運用利子でございます。

次に、下段にあります18款繰入金、1項基金繰入金、6目尾鷲みどりの基金繰入金531万6,000円の減額は、繰入れ対象事業費の減少によるものでございます。

また、その下の2項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療事業会計繰入金2,355万2,000円の増額は、前年度の精算に伴うものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入1,862万3,000円の減額のうち、財政課分は、2節総務費雑入の三重県市町村振興協会市町交付金7万6,000円の減額で、これは交付額の確定によるものでございます。

次に、21款市債、1項市債につきましては、起債対象事業費の増減及び過疎債ハード分の追加配分に伴う起債額の増加等が主なものでございます。

このうち、3目衛生債、4節一般廃棄物処理事業債の東紀州広域ごみ処理施設整備事業債1,450万円の増額は、東紀州環境施設組合への負担金のうち、野球場解体工事及び広域ごみ処理施設の設計費等に対する起債でございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。

このうち、9目商工債680万円の増額は、夢古道の湯整備事業債で、LED照明整備事業に対して新たに過疎債を充当するものでございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費のうち、3目財産管理費は4億544万2,000円の増額で、そのうち、財産管理経費につきましては、元三木小学校教員住宅解体

工事の入札差金として437万9,000円の減額でございます。

また、基金積立金4億982万1,000円の増額の内訳は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金3億5,440万円、また、減債基金積立金3,228万6,000円の増額は、普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策債償還基金分3,228万円と預金利子6,000円を合わせて積み立てるものでございます。

その四つ下の森林環境譲与税基金積立金881万7,000円の増額は、森林環境譲与税の歳入の増額分674万円及び充当事業の減額分207万6,000円等を合わせて積み立てるものでございます。

次の地方創生拠点整備等基金積立金30万円及び一番下のゼロカーボンシティ推進基金積立金1,400万円は、いずれもいただいた御寄附をそれぞれ積み立てるものでございます。

そのほかの積立金につきましては、預金利子の積立てでございます。

続きまして、32、33ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、財政課分は33ページの上段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金1,251万3,000円の増額で、これは、保険基盤安定繰出金等の額の確定によるものでございます。

次に、中段やや下にあります8目後期高齢者医療費446万3,000円の減額は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の減額で、こちらにつきましても、保険基盤安定繰出金等の額の確定によるものでございます。

続きまして、38、39ページを御覧ください。

中段の4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費277万2,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減少に伴う水道事業会計負担金の減額でございます。

次に、6項病院費、1目病院費209万2,000円の増額につきましては、特別会計に算入されている周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響により増加したことによるものでございます。

続きまして、9ページにお戻りください。

第4表地方債補正でございます。

まず、追加2件につきましては、一般廃棄物処理事業1,450万円及び観光施設整備事業680万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、変更10件につきましては、先ほど申し上げましたが、過疎債の追加配分や起債対象事業費の変更に伴う限度額の変更でございます。

財政課に係る補正予算（第11号）の説明は以上でございます。どうぞよろしく

お願いいたします。

○仲委員長 以上が補正予算の説明であります。ただいまの説明に対して御質疑あればお願いをいたします。補正予算の質疑、ございませんか。

○中村（レ）委員 この9ページの観光施設は照明器具の、分かりました、ありがとうございます。

○南委員 1点だけ確認。27ページのゼロカーボンシティ推進基金積立金のことなんですけど、今、寄附による積立金という説明を受けたんですが、もし企業名が言えたら教えていただきたいんですけども。

○岩本財政課長 日本エヌ・ユー・エスさんが200万円、ディップさんが1,000万円、それから、三菱重工業さんが200万円。

以上でございます。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで、次に、議案第21号の令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

当初予算書の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ121億4,142万4,000円と定めるものでございます。

ここでまず、令和7年度当初予算の全体の状況につきまして、資料に基づき簡単に説明させていただきたいと思っております。

財政課の委員会資料の1ページを御覧ください。

この表は、令和6年度の当初予算及び昨年12月にお示しをさせていただきました財政収支見通しの数値と令和7年度当初予算の数値を比較した表でございます。金額につきましては、一般財源ベースとなっております。

表の中で、令和7年度当初予算額③のところを御覧いただきますと、歳入の一般財源の合計Aが68億2,248万3,000円。また、歳出の一般財源の合計Bが74億2,309万2,000円でございます。歳入から歳出を差し引いた一般財源不足額Cは6億60万9,000円となっております。この額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

この一般財源不足額が前年度当初予算との比較で2億2,244万4,000円増

加している主な要因でございますが、歳入におきましては、市税及び地方交付税が増加しているものの、歳出において、まず、人件費が人事院勧告の影響等により1億6,788万3,000円増加しているほか、義務的経費を除く行政経費において、情報化推進事業や病院事業会計負担金、市長市議会議員選挙経費、クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料など、増加により2億9,132万8,000円増加していることが一般財源不足額が増加した主な要因となっております。

次に、2ページを御覧ください。

当初予算編成時の財政調整基金の状況でございます。

一番右の列の当初予算編成後残高を御覧いただきますと、①の令和6年度の当初予算編成後残高は17億6,884万8,000円でございます。また、②の財政収支見通しにおける当初予算編成後残高は15億8,712万円と見込んでおりました。

これに対しまして、③の令和7年度当初予算編成後残高は15億6,561万4,000円となっており、当初予算比較では2億323万4,000円の減少、見通しとの比較では2,150万6,000円の減少となっております。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、18、19ページを御覧ください。財政課所管の予算のうち、まず、歳入について御説明申し上げます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は、前年度比100万円減の1,100万円。同じく、2項1目自動車重量譲与税につきましても、前年度比100万円減の3,500万円を計上しております。

一つ飛びまして、3款1項1目利子割交付金は、前年度比30万円減の70万円。

次の4款1項1目配当割交付金につきましても、前年度比200万円増の1,200万円。

また、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、前年度比100万円増の1,100万円を計上しております。

いずれも過去の実績等を勘案して計上したものでございます。

20、21ページを御覧ください。

6款1項1目法人事業税交付金につきましても、過去の実績等を勘案し、前年度比800万円増の4,300万円。

次の7款1項1目地方消費税交付金につきましても、前年度と同額の4億円を計上しております。

ここで、主要施策の予算概要の96ページを御覧ください。

令和7年度地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の充当について説明させていただきます。

下の表を御覧いただきますと、本市の令和7年度の社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費は、合計27億2,649万9,000円を見込んでおります。そこから国県支出金等の特定財源を差し引いた残りの一般財源が10億5,129万1,000円でございます、ここに地方消費税交付金社会保障財源化分の2億2,000万円を充当するものでございます。

予算書の20、21ページへお戻りください。

次に、8款1項1目環境性能割交付金につきましては、前年度と同額の700万円。

また、9款1項1目地方特例交付金につきましては、前年度比5,790万円減の700万円で、これにつきましては、前年度にありました個人住民税定額減税の補填分が皆減となったことによるものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税は、前年度比1億40万円増の43億5,940万円を計上しております。内訳につきましては、普通交付税が37億1,300万円で、前年度比5,400万円の増額、特別交付税が6億4,640万円で、前年度比4,640万円の増額を見込んでおります。

まず、普通交付税につきましては様々な増減要因がありますが、給与改定に伴う増額や病院事業会計への繰出金のうち、過疎債償還額に係る繰出金の増額による基準財政需要額の増加を見込んだことによるものでございます。

また、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の経費に対する交付税措置額の増加を見込み計上したものでございます。

続きまして、32、33ページを御覧ください。

下段にあります16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,673万6,000円のうち、財政課に係るものは管財関係土地貸付料383万8,000円で、これは市内各所の普通財産貸付料でございます。

続きまして、34、35ページを御覧ください。

このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は6億60万9,000円で、前年度比2億2,244万5,000円の増額でございます。

2目減債基金繰入金は、前年度比1,990万7,000円増の3,324万8,000円で、これは臨時財政対策債の償還に対する繰入れでございます。

次に、3目活性化対策基金繰入金から11目国市浜公園整備等基金繰入金までは、

それぞれの基金の目的に応じて繰入れを行うものでございます。

主なものといたしまして、6目尾鷲みどりの基金繰入金が4,164万7,000円、7目ふるさと応援基金繰入金が前年度比1,497万6,000円増の3億6,939万7,000円、10目ゼロカーボンシティ推進基金繰入金が2,873万5,000円。

また、11目国市浜公園整備等基金繰入金6,900万円は、国市浜公園野球場建設工事等に対する繰入れでございます。

ここで、委員会資料の3ページ、資料2を御覧ください。

令和7年度当初予算における、ふるさと応援基金の充当状況でございます。施策体系ごとに予算額、それに対する基金の充当額とその主な内容を記載した資料となっておりますので、御参照いただければと思います。

なお、この基金の充当につきましては、御寄附をいただいた方が指定された用途の割合になるべく近くなるように振り分けをさせていただいております。

次に、主要施策の予算概要97ページを御覧ください。

令和7年度当初予算における都市計画税の充当でございますが、都市計画税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせて1億1,123万4,000円を見込んでおります。

もう一度最初から説明させていただきます。

令和7年度当初予算における都市計画税の充当状況でございますが、都市計画税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして1億1,123万4,000円を見込んでおります。

対しまして、充当事業は、下の表にありますとおり、街路事業、公園事業、ごみ焼却事業、火葬場事業及び地方債償還額の合計13億4,925万8,000円でございます。ここから国県支出金等の特定財源を差し引いた1億6,585万8,000円に対して都市計画税を充当するものでございます。

予算書の36、37ページにお戻りください。

18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金につきましては、繰入金の発生を見越した頭出しとして、それぞれ1,000円を計上しております。

次に、38、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、7行目にあります三重県市町村振興協会市町交付金につきましては、前年度と同額の500万円を計

上しております。

続きまして、40、41ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、1目民生債2,470万円の内訳は、心身障害者医療費助成事業債880万円、子ども医療費助成事業債700万円、障がい児保育事業債480万円、独り親家庭等医療費助成事業債410万円でございます。

次に、2目衛生債1億8,360万円は、救急医療体制強化事業債1,200万円、予防接種事業債960万円、斎場整備事業債870万円、ごみ収集車両整備事業債1,230万円。

また、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債1億4,100万円は、東紀州環境施設組合への負担金のうち、広域ごみ処理施設の整備費に対する起債でございます。

次に、3目農林水産業債5,020万円は、一般林道整備事業債500万円、林道長寿命化事業に対する農山漁村地域整備事業債600万円、水産基盤ストックマネジメント事業債2,830万円、漁港整備事業債260万円及びアクアステーションの大口分水制御盤更新事業に対する海洋深層水推進事業債830万円でございます。

次に、4目商工債650万円は、オハイ遊歩道橋梁整備事業に対する観光施設整備事業債650万円でございます。

次に、5目土木債1億4,840万円の内訳は、橋梁整備事業債1,330万円、道路整備事業債5,980万円、急傾斜地崩壊対策事業債1,360万円、街路整備事業債6,170万円でございます。

次に、7目消防債990万円は、消防団車両等整備事業債でございます。

42、43ページを御覧ください。

7目教育債5億3,160万円は、須賀利小学校及び賀田小学校旧教員住宅の除却に対する学校教育施設等除却事業債1,690万円、小中学校のトイレ改修事業に対する学校教育施設等整備事業債850万円及び国市浜公園野球場建設工事等に対する多目的スポーツフィールド整備事業債5億620万円でございます。

また、臨時財政対策債につきましては、国の地方財政計画において7年度は発行なしということになっておりますので、皆減でございます。

なお、委員会資料の5ページ、6ページに資料4として令和7年度の地方債予定表を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

56、57ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、57ページの中段にあります財政事務経費は128万4,000円で、主なものといたしまして、需用費の消耗品費は予算書等の印刷に係る用紙代等で30万1,000円、また、委託料のうち固定資産管理公会計システム保守委託料が63万4,000円、新地方公会計支援業務委託料が16万5,000円でございます。

続きまして、58、59ページを御覧ください。

中段の3目財産管理費は、前年度比1,285万4,000円増の2億9,883万9,000円でございます。そのうち、財産管理経費は1,214万4,000円で、主なものといたしまして、役務費の保険料633万円は、市有財産に係る保険料でございます。また、委託料の流木伐採業務委託料312万6,000円は、みえ森と緑の県民税活用事業として、三木里地区の普通財産内に植生する樹木の伐採、枝払いを行うものでございます。

次に、基金積立金2億8,669万5,000円のうち、ふるさと応援基金積立金2億4,000万円は、ふるさと納税寄附額の60%を積み立てるものでございます。

また、森林環境譲与税基金積立金4,069万5,000円は、森林環境譲与税のうち、事業費への充当分を除く額を積み立てるものでございます。

ゼロカーボンシティ推進基金積立金600万円につきましては、J-クレジット収入等を積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の4ページ、資料3を御覧ください。

6年度の11号補正に7年度の当初予算を加味した基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、当初予算編成後残高、一番右になりますが、19億2,001万4,000円、減債基金が1億6,863万7,000円。また、中ほどにあります、ふるさと応援基金が2億8,100万2,000円、一番下の国市浜公園整備等基金が3億3,100万円、ほか記載のとおりでございます。

基金合計につきましては、32億4,079万2,000円となる見込みでございます。

それでは、予算書の58、59ページにお戻りください。

次に、4目契約検査費は152万円で、前年度比65万8,000円の増額でございます。

工事等契約検査経費の主なものといたしましては、60、61ページを御覧ください。

委託料の入札参加登録業務委託料 1 0 1 万 5 , 0 0 0 円及び工事検査業務委託料 4 4 万円でございます。

続きまして、少し飛びますが、98、99 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費のうち、99 ページの中ほどにあります国民健康保険事業特別会計繰出金は 1 億 8 , 6 3 7 万 6 , 0 0 0 円で、前年度比 3 5 4 万 3 , 0 0 0 円の減額でございます。

次に、106、107 ページを御覧ください。

中段下の 8 目後期高齢者医療費のうち、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は 4 億 7 , 2 5 4 万 7 , 0 0 0 円で、前年度比 1 , 2 4 3 万 3 , 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、142、143 ページを御覧ください。

4 款衛生費、5 項上水道費、1 目上水道整備費は、前年度比 4 , 7 8 0 万円増の 7 , 5 1 5 万 6 , 0 0 0 円で、これは水道事業会計の負担金でございます。この増額の主な要因でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金減免分 4 , 5 7 7 万 9 , 0 0 0 円の増額によるものでございます。

続きまして、6 項病院費、1 目病院費は、前年度比 6 , 2 8 3 万 5 , 0 0 0 円増の 6 億 2 , 1 7 5 万 1 , 0 0 0 円で、これは病院事業会計への負担金でございます。この増額の主な要因は、病院事業会計における過疎債の償還額に対する繰り出しを 5 0 % から 1 0 0 % に増加させたことによるものでございます。

続きまして、220、221 ページを御覧ください。

下段にあります 1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金は、前年度比 4 , 9 7 0 万 7 , 0 0 0 円減の 9 億 1 8 万 3 , 0 0 0 円、2 目利子は前年度比 7 2 6 万 5 , 0 0 0 円増の 3 , 5 3 7 万 4 , 0 0 0 円で、このうち、市債償還に係る公債費利子は 3 , 2 9 0 万 8 , 0 0 0 円でございます。

続きまして、222、223 ページを御覧ください。

1 2 款 1 項 1 目予備費につきましては、前年度と同額の 2 0 0 万円を計上しております。

次に、11 ページを御覧ください。

第 3 表地方債でございます。起債の目的、限度額につきましては、それぞれ歳入予算で説明をさせていただいたとおりでございます。起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行、利率は年 3 % 以内、償還の方法は、3 0 年以内としております。

財政課所管の当初予算に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○仲委員長 議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明は以上でございます。

質疑がございましたら挙手願います。

○南委員 143ページの病院事業会計の負担金のことなんですけれども、今回は6億2,100万ということで、かなり前年度と比べると、前年度は確か5億6,800万程度だったと思うんですけれども、今説明の中で過疎債の50%分を100%分に、当然、病院事業債の市の持分のことだと思うんですよ。これはどういう意味なんですか、50を100%に増額したということは。

○岩本財政課長 従来は病院で記載した借入れ額がありまして、それを今年度償還する場合に、一般会計のほうからその償還額に対して2分の1、50%を繰り出しておるんですけれども、過疎債の場合は、制度的に一般会計が繰り出した額の70%が交付税に措置されるという制度がありますので、今までは50%を繰り出しておったんですけれども、病院の経営状況等も勘案して今回は100%繰り出すと、70%は交付税で措置されるという制度を活用して繰出金を増やしたということでございます。

○南委員 そうすると、これまでは例えば一般会計が2分の1の事業債に対しての負担が過疎債の影響で70%戻ってくるということで、100%今回は充当するということなんですか。

○岩本財政課長 今言われたとおりでございます。

○南委員 分かりました。

○仲委員長 他に質疑。

○中村（レ）委員 ということは、市の一般財源からは30%の負担ということですね。

○岩本財政課長 実質の一般財源は30%ということになります。

○仲委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか、財政課。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 以上で財政課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

総務課、準備をお願いします。

（休憩 午前10時37分）

(再開 午前10時41分)

○仲委員長 再開いたします。

総務課でお願いします。

総務課については、議案第3号、4号は個々にやっていただいて、議案第7から議案第11号の四つは一括で説明をしていただけたらいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 総務課です。よろしくお願いたします。

総務課に係る議案について説明させていただきます。

議案書のほうの1ページのほうを御覧ください。

議案第3号でございます。議案第3号、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきまして説明いたします。

市の職員の仕事と育児、介護、こちらのほうを両立できるように柔軟な働き方を実現する措置の拡充を図るため、二つの条例を改正する整備条例を制定するものがございます。

内容といたしましては、育児休業、介護休業等、育児または家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、育児を行う職員の超過勤務の制限、免除、対象の範囲の拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が行われるような改正が主な内容でございます。

第3号の説明は以上でございます。

○仲委員長 議案第3号は以上説明のとおりですが、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしということで、続いて、議案第4号の説明をお願いいたします。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 引き続き、議案書の4ページのほうを御覧ください。

議案第4号でございます。議案第4号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきまして説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行、こちらは令和7年6月1日のものですが、こちらに伴い、懲役及び禁錮が廃止されまして拘禁刑が創設されたことから、関係条例における懲役及び禁錮の字句を拘禁刑、こちらのほうに改める改正を行い、併せて字句等の改正を一括整理条例にて行うものであります。

なお、罰則の実効性の確保のため、津地方検察庁と条例改正のための協議を昨年12月に終えておりますことを申し上げます。

説明は以上でございます。

- 仲委員長 議案第4号の条例の制定については説明は以上でございますが、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 仲委員長 質疑なしといたします。

それでは、引き続いて、議案第7号から議案第11号まで一括の説明をお願いいたします。

- 森本総務課・選挙管理委員会課長 それでは、引き続きまして、議案第7号、9号、10号、11号につきまして説明いたします。

12ページのほうを御覧ください。

議案第7号、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてにつきましては、社会と公務の変化に応じた給与整備のための関係法律の改正が行われまして、特定任期付職員業績手当が廃止となり、特定任期付職員に勤勉手当が支給されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、現在、特定任期付職員でございますが、今現在、職員としてはございません。

次に、16ページを御覧ください。

議案第9号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告に基づき、扶養手当や通勤手当などを見直す法律が改正されまして、また、附則におきまして、給料表の改正に伴い、新たな給料表における号級を切り替えることから、本市においても人事院勧告を遵守するため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、54ページのほうを御覧ください。

議案第10号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、職員と同様に人事院勧告に基づき給料表の見直し、また、期末勤勉手当の支給割合を2.5月、こちらのほうから3.475月とする条例の一部を改正するものでございます。

次に、78ページのほうを御覧ください。

議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてにつきましては、社会と公務の変化に応じた給与

整備のための関係法律の改正が行われまして、適用除外とされておりました、暫定再任用職員への住宅手当が支給対象となりました。

令和5年3月議会におきまして、職員の定年延長に係る整備条例として提出いたしました、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、こちらにおきまして、附則に記載のある適用除外の箇所及び今回提出させていただいております、給与条例の改正において削除する条文について整理するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、条例一部改正の説明でございます。御承認賜りますようお願いいたします。

○仲委員長 議案第7号、議案第9号、議案第10号、議案第11号につきましては、職員等の給与等に関する条例の一部改正等でございますが、質疑がございましたら。

○小川委員 議案第10号のところ、12月議会のところでもちょっと言わせていただいたんですけども、2.5から3.57月になるということで、他市町との、尾鷲市、ちょっと低いんじゃないかという話があったんですけど、他市町との差はどうなりました。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 12月定例会におきまして、そちらの検討をするというふうな形でさせていただきました。

現在、6年度に関しましては、2.5月というところを3.475月、0.975月上昇させるという形で予算のほうはさせていただいております。

他市町の状況でございますが、隣町と隣の市さんと比較しまして少し確かに劣っている部分がございます。紀北町さんは4.6月というふうに聞いておきまして、熊野市さんは3.65月というふうに聞いております。ただ、全県下といたしますと、再任用の2.35月というのがあるんですけども、こちらのほうの部分に関しましては、16市町がその値を使っているというふうに聞いておきまして、そちらのほうも鑑みまして、近隣のことも考えましての調整という形で、近い数字、3.475月という形の数字を検討させていただいて改正の方向を出させていただいたものでございます。

○小川委員 他市町でみんな働く時間、勤務時間は違うと思うんですけど、時間当たりでいくとどうなんですか。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 尾鷲市におきましては、パートタイム6時間勤務がほとんどの方でございます。中には7時間以上の勤務のところが多くござ

いまして、隣町さんですと7時間半勤務という形も取っております。ですので、単純比較という形には少しならないところがございます、そこら辺も鑑みての調整のほうをさせていただいたところがございます。

○小川委員　これは4月1日からということですか。

○森本総務課・選挙管理委員会課長　4月1日から適用させていただきたいと思っています。

○仲委員長　よろしいですか。

他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　質疑なしといたします。

続きまして、議案第26号の令和6年度尾鷲市一般会計補正予算の議決について説明をお願いいたします。

○森本総務課・選挙管理委員会課長　それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、総務課に係る補正予算について説明させていただきます。

歳出ですが、人件費につきましては費目がまたがりますので、総務課において、委員会資料にて一括説明させていただきます。

委員会資料の2ページのほうを御覧ください。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計の目別の給料、職員手当等について記載しております。

一般会計で3万3,000円の減額でございます。要因といたしましては、職員時間外手当につきまして、281万円のこちらの増額のほう、市議会議員補欠選挙及び衆議院議員選挙の選挙執行経費の確定による減額、管理職特別手当につきましても、選挙執行経費確定による減額でございます。

次に、退職手当のほうでございますが、169万6,000円の増額につきましては、2名分の増加によるものでございます。

続きまして、3ページのほうを御覧ください。

会計年度任用職員人件費について説明いたします。

一般会計で62万2,000円の増額でございます。こちら、要因といたしましては、戸籍の事務のほうと商工観光、アクアステーションでの修繕対応のための報酬額、こちらのほうが増額となりまして、選挙執行経費確定による額の減額と合わせましてさせていただいたところがございます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について説明いたします。

予算説明書の26ページ、27ページのほうを御覧ください。

歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、総務一般管理経費委託料、グループウェア運用保守業務委託料57万9,000円の減額は、今年度、グループウェアの入替えを行ったところでございますが、新システムへの移行が滞りなく完了しましたことから、引継ぎのための旧システムの契約を1年間から半年間に変更したことによる減額であります。使用料及び賃借料、車借上料につきましては、入札差額と納入月の関係から減額、有料道路通行料は、利用料の見込みによる106万円の減額でございます。

次に、庁舎管理経費使用料及び賃借料、機器借上料の88万2,000円の減額でございますが、封入封緘機の入札差額と納入月の関係からの減額及び庁舎等通信機器借上料の入札結果による減額でございます。

車借上料と封入封緘機借上料につきましては、債務負担行為補正のほうで説明させていただきます。

予算説明書の8ページのほうを御覧ください。

債務負担行為補正、公用車借上料は60万4,000円の増、封入封緘機借上料は23万8,000円の増でございます。

委員会資料のほうのこちらで1ページを御覧ください。

公用車の借上料でございますが、こちら、市庁舎でございます。令和6年度の当初予算と債務負担行為額を合わせて463万5,000円を見込んでおりました。入札の結果、契約額が462万となりましたが、5年契約であることから、令和11年度に8か月分の支払いを調整させていただきたいと考えております。このことから、当初予算から61万9,000円を減額の上、令和6年度予算を30万8,000円といたしまして、令和7年度から令和11年度までの5か年の債務負担行為額を64万4,000円増額いたしまして、431万2,000円とするものでございます。

次に、封入封緘機借上料でございますが、令和6年度の当初予算と債務負担行為額、合わせて721万円を見込んでおりました。入札の結果、契約額が706万2,000円となりましたが、5年契約であることから、令和11年度に3か月分の支払いを調整させていただきたいと考えております。このことから、当初予算から38万2,000円を減額の上、令和6年度予算を106万円とし、令和7年度から令和11年度までの5か年の債務負担行為額23万8,000円を増額させていた

だき、600万6,000円とするものでございます。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を説明させていただきます。

歳入のほうから説明させていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務委託金の衆議院議員選挙執行委託金にいたしましては、選挙執行事務の経費の確定により、872万3,000円の減額でございます。

次に、歳出の説明とさせていただきます。

28ページ、29ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、2目市議会議員選挙費、市議会議員補欠選挙経費781万3,000円の減額は、選挙執行事務経費の確定による減額で、主なものといまして、時間外勤務手当241万1,000円の減、需要費では、消耗品費で59万9,000円、ページをめくっていただきまして、31ページのほうでございますが、負担金、選挙運動用自動車使用交付金193万円の減額が主なものであります。

次に、2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙経費872万3,000円の減額は、選挙事務経費の確定による減額でございまして、主なものとして、時間外勤務手当211万、使用料及び賃借料では、洋上投票FAX借上料461万2,000円の減額が主なものであります。

以上、総務課及び選挙管理委員会に係る補正予算の説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○仲委員長 以上が議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算の議決について、総務課と選挙管理委員会事務局の説明であります。

質疑、ございますか。

○南委員 今の29ページの市議会議員の補欠の選挙で780万余り減額されたということで、当初は何名分を予定されたんですか、立候補者。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 5名を予定しておりました。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 それでは、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから議案第23号、令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についてまでのうち、総務課に係る補正予算について説明させていただきます。

歳入について説明いたします。

予算書の22ページ、23ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度予算額135万8,000円のうち、総務課分は行政財産使用料76万5,000円で、主な貸付け物件は、職員組合事務所、職員互助会売店使用料、庁舎ロビーに設置の避難所等案内板、共同キャッシングサービスボックスなどであります。

28ページ、29ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、本年度予算額114万2,000円、1節総務管理費負担金の特例事務処理交付金は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、権限移譲に伴う事務処理に対する交付金であります。

38ページ、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、総務課分は1,538万2,000円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金34万から生活年金プラン事務費、互助会館と共同キャッシングサービスボックスの電気使用料6万円までと公文書コピー代、三重大学連携室インターネット回線使用料、避難所等案内板電気使用料、派遣職員人件費1,398万5,000円、自動販売機電気使用料が総務課分でございます。

続きまして、歳出でございますが、人件費につきましては全ての費目にまたがりますので、別紙資料にて説明させていただきます。

資料の4ページのほうを御覧ください。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保後期高齢特別会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載しております。庁内職員数の増減は前年度当初との比較で、退職者と新採職員との差引き、異動等によるものでございます。

まず、給料のほうでございますが、一般会計、特別会計の合計で7億2,010万円となり、前年度と比較しますと3,664万2,000円の増額となっております。こちらに関しましては、人事院勧告による影響額、それと人事異動による増員、

再任用職員の増員によるものでございます。

次に、職員手当であります。児童手当を除く本年度予算額4億4,685万9,000円で、前年度と比較しますと5,275万円の増額となっております。内訳といたしましては、期末勤勉手当は3億1,082万3,000円で、人事院勧告による、こちら、職員に関しましては0.1か月分の引上げ、こちらにより昨年度比較で2,639万1,000円の増額、時間外勤務手当は5,049万3,000円で、こちら、令和7年度におきましては三つの選挙を想定しておりますので、2,116万、こちらの増額。令和7年度より支給される地域手当でございますが、1,492万2,000円の増額。退職手当でございますが、こちら、1,989万円は、任期満了による市長と教育長の退職金、こちらのほうを見込んでおりまして、1,133万4,000円の減額が主な要因でございます。共済費につきましては、本年度予算額は2億2,225万6,000円で、前年度と比較しまして1,012万9,000円の増額であります。

次のページのほうをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費であります。1款の議会費から9款の教育費までの目別の報酬給料、職員手当等について記載させていただいております。庁内職員数の増減は前年度当初との比較でありまして、選挙関係、地域プロジェクトマネジャー、学校介助員、全体としての増員となっております。

2款戸籍費、3款児童福祉費、5款山林管理費のうち、2節給料は、フルタイム勤務となる市民サービス課、福祉保健課、水産農林課の6名分であります。

1節報酬2億6,606万8,000円、2節給料1,892万2,000円、3節諸手当7,863万4,000円、4節共済費6,013万4,000円などで総額4億2,375万8,000円となり、前年度と比較しますと9,017万1,000円の増額となっております。内訳としましては、増員と人事院勧告による給料表の改定、地域手当の支給、こちらの報酬が4,335万7,000円の増額でございまして、期末手当が先ほどの支給率の上昇に伴いまして3,088万9,000円の増額が主な要因であります。

本委員会所管の予算の中で、人件費につきましては総務課において一括して予算計上しておりますので、各課における人件費の内容につきまして、割愛させていただきます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る予算について説明いたします。

予算書の46ページ、47ページのほうを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額9億5,890万4,000円で、前年度と比較して1億7,308万3,000円の増額となっております。この主な要因として、総務課分として人事院勧告の影響による給料1,662万2,000円の増額、共済費619万8,000円の増額、庁舎管理経費で512万7,000円の増額が主なものでございます。

ページをめくっていただきまして、49ページの人事管理経費の695万1,000円は、前年度と比較しますと110万円の減額となっております。主な支出といたしましては、8節旅費101万9,000円は、職員採用試験、面接官の旅費3万3,000円、災害被災地派遣旅費が29万8,000円、人事交流派遣等に係る移転料等の特別旅費65万4,000円の旅費と特別職報酬等審議会委員の旅費、こちらのほうの費用弁償3万4,000円でございます。

12節委託料227万円は、主に職員の健康診断委託料175万円が主なものでございます。

13節使用料及び賃借料247万3,000円は、人事交流による公舎借上料50万6,000円と人事給与システムクラウド利用料196万7,000円が主なものでございます。

次に、職員研修事業費の66万4,000円でございますが、行政実務研修、行政専門職等々の研修オンライン、こちらのほうをオンラインで受けられるよう予算計上させていただいております。

次に、総務一般管理経費3,995万7,000円の主な支出といたしましては、7節報償費48万円、顧問弁護士に対する報償費48万円でございます。

10節需用費612万7,000円でございますが、主なものといたしまして、公用車のガソリン代390万、公用車の修繕料94万4,000円が主なものでございます。

次ページのほうで、11節でございます。役務費442万9,000円の主なものは、庁舎電話代等の通信運搬費403万5,000円が主なものでございます。

12節委託料2,082万1,000円の主なものは、公用車集中管理業務委託1,458万3,000円等であります。

13節使用料及び賃借料516万2,000円は、車借上料92万4,000円、有料道路通行料276万円が主なものでございます。

17節備品購入費293万8,000円は、軽自動車1台の買換えを予定しております。電気自動車を購入しようとするものであります。

ページをめくっていただきまして、予算書52ページ、53ページを御覧ください。

情報公開の60万2,000円は、情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会にかかる経費で、主なものといたしましては、1節報償25万円、8節旅費33万4,000円を計上させていただいております。

次に、庁舎管理経費3,727万4,000円でございますが、前年度と比較しますと512万7,000円の増額です。主な要因としましては、市庁舎への防災設備の設置と備品購入による増額でございます。

10節需用費が1,174万4,000円で、次ページの庁舎の光熱費1,000万円及び修繕料130万3,000円が主なものであります。

11節役務費329万1,000円。こちらのほうは、庁舎の浄化槽保守点検業務180万5,000円、非常警報設備の設置手数料80万1,000円、避難の誘導灯設備の設置手数料60万5,000円が主なものであります。庁舎防火設備のため、非常警報のベルの設置、また、非常口の位置に合わせて避難誘導灯を設置する、各フロアに設置いたすものをさせていただいております。

12節委託料1,221万3,000円は、庁舎の警備業務委託料1,045万8,000円が主なものであります。

13節使用料及び賃借料470万6,000円は庁舎と通信機器借上料329万4,000円、封入封緘機借上料141万2,000円であります。

14節工事請負費343万2,000円は、形式が古いため修繕できない空調の設備、こちらのほうの2基を改修するものでございます。

17節備品購入費188万8,000円は、議場における執行部側サイドのほうの椅子、こちらのほうの傷みが激しいことから、更新しようとするものでございます。

ページをめくっていただきまして、56ページ、57ページを御覧ください。

下段のいじめ問題調査委員会費でございます。いじめ問題調査委員会費17万3,000円ですが、こちら、尾鷲市子どもいじめの防止等に関する条例にあります尾鷲市いじめ問題調査委員会の委員報酬と旅費のものでございます。

次に、68ページ、69ページを御覧ください。

8目公平委員会費、本年度予算額22万9,000円ですが、3名の委員報酬9万9,000円と東海支部総会研修会の出席に係る旅費及び費用弁償8万8,000円が主なものでございます。

次に、76ページ、77ページを御覧ください。

14目諸費、総務管理費負担金123万のうち、総務課分といたしましては9万円で、上から三重県安全運転管理協議会会費1万4,000円、安全運転管理者講習会会費2万円、紀北自家用自動車協会会費5,000円、平和首長会議メンバーシップ納付金2,000円、三重県自治研修センター年会費4万円、三重県社会保険協会会費9,000円であります。

次に、債務負担行為について説明いたします。

10ページのほうを御覧ください。

総務課分の債務負担行為として、はがき圧着機能メールシーラー保守業務委託料で、期間及び限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を説明させていただきます。

歳入のほうを説明させていただきます。

32ページ、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金4,049万9,000円は、在外選挙人名簿登録者の内容変更に伴う事務手数料の在外選挙特別経費委託金1,000円、参議院議員選挙執行委託金2,544万7,000円と三重県知事選挙執行委託金1,505万1,000円であります。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

84ページ、85ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額107万2,000円あります。

事務局経費の主なものは、1節報酬63万8,000円、委員長はじめ4名の年額報酬で、8節旅費8万8,000円は、東海支部総会への出席旅費であります。

次に、2目市長選挙費859万3,000円は、市長の任期満了に伴う市長選挙が市議会議員選挙と同日の令和7年6月8日に執行されますことから、執行に係る経費であります。

主なものといたしましては、1節報酬の8万9,000円は、選挙立会人に係る報酬であります。

10節需用費の79万2,000円は、消耗品費23万8,000円と投票用紙などの印刷製本費55万4,000円あります。

次ページのほうで、12節委託料の140万8,000円は、選挙ポスターの掲示に係る費用であります。

18節負担金、補助及び交付金533万5,000円は、選挙運動用通常はがき交付金204万ほか、立候補者の選挙運動に係るものであります。

次に、3目市議会議員選挙費3,491万3,000円は、市議会議員の任期満了に伴う選挙が市長選挙と同日ということでございます。こちらのほうの経費であります。

主な支出といたしまして、1節報酬の137万5,000円、投票立会人、会場立会人、選挙期間内の採用される会計年度任用職員などに支払われる報酬でございます。

10節需用費の206万5,000円は、立候補者に係るたすきなどの選挙運動用品などの消耗品費で105万6,000円、投票用紙などの印刷製本費100万9,000円であります。

12節委託料の399万3,000円は、選挙ポスターの掲示等に係る費用であります。

18節負担金、補助及び交付金1,762万7,000円は、選挙運動用通常はがき交付金255万円のほか、次ページの立候補者の選挙運動に係るものでございます。

次に、4目参議院議員選挙費2,720万7,000円は、参議院議員の任期が7月28日で満了となることから、令和7年度中に執行される参議院選挙に係る経費でございます。

主なものといたしましては、1節報酬208万4,000円は、投票立会人、開票立会人、選挙期間内に採用される会計年度任用職員などに支払われる報酬でございます。

10節需用費の151万5,000円は、選挙事務用品や選挙啓発物品に係る消耗品費80万や入場券印刷などの印刷製本費46万5,000円が主なものでございます。

12節委託料の166万1,000円は、選挙ポスターの掲示に係る費用や選挙システム改修委託料であります。

13節使用料及び賃借料814万円は、個人演説会会場の使用料27万4,000円のほか、洋上投票FAX借り上げに係る748万3,000円が主なものであります。

17節備品購入費396万円は、会場で使用いたします分類機、こちらのほうと、これに係る集計用パソコンの購入費用であります。

次に、5目三重県知事選挙費1,505万1,000円は、知事の任期が9月12日で満了となりますことから、執行される三重県知事選挙に係る経費であります。

主なものとして、1節報酬199万5,000円は、投票立会人、開票立会人、選挙期間内に採用される会計年度任用職員などに支払われる報酬でございます。

10節需用費の147万5,000円は、選挙事務用品や選挙啓発物品に係る消耗品80万円、入場券印刷などの印刷製本費42万5,000円が主なものであります。

12節委託料の149万6,000円は、選挙ポスターの掲示に係る費用であります。

以上、総務課及び選挙管理委員会に係る令和7年度当初予算の説明であります。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 以上が令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての総務課と選挙管理委員会の説明でございます。

質疑はございますか。

○中村（レ）委員 人件費の資料の4ページの人が1人減っているとか増えているとかというのの退職されたとか、その理由を教えてくださいませんか。福祉が1人、今年度減っていますよね。これは退職ですか、異動ですか。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 こちらのほうに関しましては、2款の部分では総合的に判断している部分がございます、退職も異動もあるというふうに考えておるところでございます。一番大きなところだと、児童福祉の4名の増分、ございますが、こちらのほう、とちのもり保育園の職員の採用によるものでございます。

○中村（レ）委員 増えたのもいいんですけど、減ったのが、退職されたのか、それとも、とちのもりに異動されたのかというのが知りたいんですけども。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 すみません。こちらのほう、保健師の採用募集をかけたんですけど採用がなかったということで、1名減という形でしております。

○中村（レ）委員 それは福祉の減ですか。それとも保健総務の減、どちらの話ですか。

○仲委員長 福祉になっておるな。

○中村（レ）委員 福祉の減が保健師ですか。

○森本総務課・選挙管理委員会課長 そうです、そのとおりでございます。

- 中村（レ）委員 保健総務の1人減は、これはどういう理由ですか。
- 仲委員長 人事の構成によって増減はあると思うんやけど、トータルの話をまずしてもらって、特殊な減やったらまた言ってもらったらやけど、人事によって減数になる場合もあるやん。合計を先に言ってもらって、特殊な場合はまた言ってもらったらいいけど、それでどうですか。
- 森本総務課・選挙管理委員会課長 すみません。採用に関しましてと退職がございまして。現在、本庁舎のほうでは、148名のところ、150名とさせていただいております。こちら、2名増となっている部分でございまして、退職者のカウントと採用のカウントで2名増というふうにさせていただいております。
- ほかの先ほど委員長がおっしゃられたように異動に関することもございまして、こちらに関しましては特別会計との絡みがございまして、その増減があるということもございまして。新規採用職員に関しましては、一般事務職4名で採用しております。退職のほうは4名退職しているんですけども、こちらに関しましては異動等のほうもございまして、なかなか分かりにくい表現になっているところもございまして、御了解いただきたいと思っております。
- 中村（レ）委員 分かりました。要するに、新規4人入って3人辞められたんですか。結局、その差がここへ出ていったということですね。分かりました、ありがとうございます。
- 森本総務課・選挙管理委員会課長 現時点の当初予算の計上時の採用と退職のほうの表現で想定させていただいておりますので、先ほど補正予算で退職のほうが出ております。そちらのほうはこちらに間に合わなかったということで御了解していただきまして、また補正予算のほうで対応させていただきたいと思っております。
- 仲委員長 他に質疑。
- 西川委員 49ページの弁護士の顧問料ってありますよね。これは顧問料だけで48万ですか。
- 森本総務課・選挙管理委員会課長 年間契約の顧問料でございまして。
- 西川委員 ということは、何か訴訟を起こされた場合は追加でまた出るということですね。
- 森本総務課・選挙管理委員会課長 その事例によってということになります。
- 西川委員 ちなみに前回、去年の場合は起こされていますよね。あれは幾ら増になりました。

- 森本総務課・選挙管理委員会課長 一般会計のほうではございませんでした。去年ですよね、去年、ございませんでした。費用がかかっていないということでございます。
- 西川委員 いや、確か総合病院の、別会計、分かりました。
- 仲委員長 よろしいですか。
他に質疑、ございますか。
- 南委員 参議院選挙と三重県知事選挙のことなんですけれども、参議院選挙の予算的には2,700万、知事が1,500万ということで、まず、金額の違いがどこにあるのかなと調べてみると、参議院選挙のほうで洋上投票FAX借上料で740万ばかりあるんですけれども、知事選挙の場合はそれが、記載が見当たらないということが、この参議院選挙のFAXを借りて行うのかなという疑問があるんですけど、まず、その点について。
- 松永総務課・選挙管理委員会係長 洋上投票におきましては、国政選挙、衆議院選挙と参議院選挙のみできるものでありますので、知事選挙のほうでは計上しておりません。
- 南委員 700万の違いが分かるんですけれども、合計でいくと1,200万余り参議院のほうが高いんですけど、今回のこの余分な部分というのはどれが加算されていないのか、分かる範囲で。
- 仲委員長 備品じゃないんかい。
- 松永総務課・選挙管理委員会係長 今回、参議院選挙のほうでは表を振り分ける、枚数を、投票用紙の分類機を購入する予定でありますので、その分の差額が主なものとなります。
- 南委員 国政のほうは国県から100%負担いただくということで、市長選挙と知事選挙についてはダブル選挙ということで幾分か経費が十分削減されるんですけれども、これは委託料の中のポスター掲示設置費用ということに関連するんですけれども、選挙管理委員会のほうで今現在ポスターの掲示板の数を減らしてはどうかというような議論はされていないんですか。
- 森本総務課・選挙管理委員会課長 今のところ、特段議論が進んでいる状況ではないところが現状でございます。
- 南委員 僕ら選挙される側として、公設掲示になってええなったんですけれども、随分、結構回ってって、ここは別に要らんのにというような場所が、見受けられる場所があるんですね。そういった場所について検証されたことはありますか。

○森本総務課・選挙管理委員会課長　市民の皆様から特段そちらのほうの話を承ったというのは、あることはあるんですが多くはない状況でございまして、議論が進まなかったという部分がございます。

ただ、委員おっしゃられますように、この三つの選挙が同時でこの令和7年度で行われるということがございますので、そちらのほうのお声をお聞きすることは、集中して選挙がありますので、そういった部分を今後の選挙の部分について反映させていただけないかなというふうに考えております。

○南委員　よろしくお願ひします。

○仲委員長　他に質疑はございますか。

○中村（レ）委員　これとはあれなんですけれども、選挙を何回もして、ポスター代とポスターの掲示板、今言われたのと、その撤去費をまとめていくと1,000万以上になるんですよね。これは前も言ったんですけれども、電光掲示板的なものをつくってポスター代から何から、ふだんはPRするみたいな総合的なことを今後本当に考えていったほうがいいんじゃないか。人件費、貼って外して、あれを建てて潰してという全てのことが、ふだんは案内板になってみたいなことをもう一度総合的に考えられる気はないですか。

○森本総務課・選挙管理委員会課長　設置と撤去の部分に関しましては、簡易的に設置している部分がございます、もし天候が荒れてしまうと外れてしまっ第三者の方に御迷惑をかけるという部分もある可能性もありまして、速やかに撤去させていただけないかなという感じで予算計上をさせていただいておるところでございます。

ただ、先ほど委員の御提案のとおり、枚数を減らしていくとか電子媒体を使うとかいう部分に関しましては、国のほうの部分の指針とか県のほうの考え方とかもあると思いますので、そちらをきちっと情報収集して、更新のほうは十分検討していきたいというふうに考えております。

○仲委員長　いいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　なしということで、以上で総務課と選挙管理委員会事務局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたしますけど、時間の関係で政策調整は午後に回して、議会事務局をしたいということで準備をお願いします。10分間の暫時休憩をいたします。

（休憩　午前11時32分）

(再開 午前 11 時 40 分)

○仲委員長 それでは、再開いたします。

次に、議会事務局、お願いいたします。

○高芝議会事務局長 議会事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 21 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、議会について説明させていただきます。

予算書の 44、45 ページを御覧ください。

歳出の第 1 款第 1 項第 1 目議会費の本年度予算額は 9,692 万 8,000 円で、前年度と比較して 588 万円の増額となっており、財源内訳は全て一般財源でございます。

まず、議員報酬手当等の本年度予算額は 6,098 万 4,000 円。前年度比較で 300 万円の増額でございます。

増額の主な要因といたしましては、議員報酬、期末手当に関しまして、令和 6 年度当初予算は欠員 1 名を加味した予算計上でしたが、令和 7 年度は 6 月に議員一般選挙が予定されておりますので、基本的に議員 10 名分の予算計上となるのが主な要因でございます。

次の議会費、職員人件費につきましては、総務課より一括して説明がございましたので省略させていただきます。

次に、議会運営経費の本年度予算額は 925 万 2,000 円。前年度比較で 121 万 9,000 円の増額でございます。

内訳の主なものを説明させていただきます。

まず、7 節報償費 8 万円につきましては、熊野市議会さんとの合同研修会開催に伴う費用、8 節旅費は、議長会関係の会議や各委員会の管外行政視察旅費など 267 万 4,000 円の計上で、前年度比較で 18 万 3,000 円の増額となっております。

次に、9 節交際費は前年度と同額の 30 万円、10 節需用費は前年度比 48 万 1,000 円増の 126 万 7,000 円の計上となっており、改選に伴う防災服の更新、議員手帳用の証明写真代などが主な増額の要因でございます。

次に、11 節役務費は前年度比 15 万 9,000 円増の 29 万 8,000 円の計上で、議場及び各委員会室の名札書換え手数料が増額の主な要因でございます。

次に、12 節委託料は 211 万 1,000 円。内訳といたしましては、本会議、

常任委員会などの会議録反訳委託料196万4,000円と議場マイク等設備点検委託料14万6,000円でございます。

次に、13節使用料及び賃借料209万4,000円につきましては、回線使用料として、議会中継用のインターネット中継及びタブレットの回線使用料103万5,000円とペーパーレス会議システム利用料99万円などを計上しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金から中南勢都市議会議長会負担金まで、それぞれほぼ例年どおりの計上とさせていただいております。

簡単ではございますが、令和7年度一般会計予算の議決のうち、議会に係る説明は以上とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲委員長 以上が令和7年度尾鷲市一般会計予算議決についての議会事務局の説明であります。

質疑、ございますか。

○中村（レ）委員 すみません。45ページの食料費の7,000円ってなんですか。

○高芝議会事務局長 これは毎年計上させていただいておるんですけども、会議用のお茶、来客用のお茶の関係する費用でございます。

○仲委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

以上で、議会事務局、終了いたします。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。午後1時から再開いたします。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後 1時00分）

○仲委員長 常任委員会、再開をいたします。よろしいですか。

政策調整課ですけど、まず初めに、議案第6号の個人番号と、同じく議案第32号のコミュニティバスの指定管理の指定、別々なんですけど、先に説明をお願いします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第6号、尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の 11 ページを御覧ください。通知いたします。

改正の概要につきましては、本条例の根拠法である法律、これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのが、いわゆる番号利用法というのが国でございまして、これにおきまして、マイナンバーカードの代わりにスマホでも対応できるという項目が追加されました。この第 2 条第 8 項が追加されることに伴い、第 2 条第 8 項以降の項がずれることとなります。それに伴い、本市の尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例においても、項ずれに基づく一部改正を行うものでございます。

議案第 6 号につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、議案第 32 号の説明に移らせていただきます。

議案第 32 号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案書の 111 ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市コミュニティバスの指定管理を行うに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、当課資料により説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市コミュニティバスの管理業務を効率的かつ効果的に実施するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例第 3 条の規定に基づき、下記の者を指定管理者に指定いたします。

1、指定管理者は、所在地が三重県津市中央 1 番 1 号、名称が三重交通株式会社であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。

同社を指定管理者として選定した理由につきましては、自家用有償運行のノウハウを熟知していること、通常運行の変更時の対応が迅速なこと、平成 21 年度から現在まで重大な事故がないこと等でございます。

管理業務の範囲は、1、車両の運転及び運行管理等に関する業務から、以下⑧まで記載のとおりでございます。

協定締結日につきましては、本定例会で議決をいただいた後に締結予定でございます。

指定管理料につきましては、2,100 万 2,000 円でございます。

なお、指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、令和6年12月24日から本年1月14日まで公募要領等の配布に始まり、申請書類の受付を1月22日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社1社の応募ございました。

1月27日に事業者より提案、プレゼンテーションをいただき、選定委員5名による審査を実施いたしました。

その後、1月28日に選定結果を通知、公表いたしております。

以上で、議案第32号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○仲委員長　　まずは、議案第6号の尾鷲市個人番号の利用及び特定個人等の一部改正について質疑がある方、御発言願います。

質疑、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　続きまして、議案第32号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての質疑をいたします。

質疑のある方、挙手願います。コミュニティバス、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　続きまして、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　　続きまして、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について、政策調整課に係る予算について説明いたします。

補正予算説明書の8ページを御覧ください。通知いたします。

まず、債務負担行為補正の変更でございます。

これは、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の令和7年度限度額を2,100万2,000円に変更するものでございます。これは、指定管理事業者の選定に伴う限度額の変更でございます。

続きまして、補正予算説明書の16ページ、17ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金56万3,000円の減額は、充当先でございます、情報化推進事業の歳出の減額に伴うデジタル田園都市国家構想交付金の減額でございます。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。通知いたします。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金30万円の増額は、地方創生応援寄附金としまして、国市浜公園整備事業に対し、スポーツ団体から御寄附をいただいたものでございます。

次のページを御覧ください。

20款でございます。諸収入、5項雑入、1目雑入2,565万3,000円の減額は、紀北広域連合におけるDX推進業務において、次年度に事業を繰越したことに伴い、その補助金であるデジタル基盤改革支援補助金を減額するものでございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。通知いたします。

2項総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、情報化推進事業350万3,000円の減額は、事業の精査による委託料279万4,000円の減額と備品購入費の入札差額70万9,000円の減額でございます。

以上でございます。以上で補正予算の説明といたします。よろしくお願いたします。

○仲委員長 以上が補正予算（第11号）の説明でございます。

質疑のある方、ございませんか。補正予算について質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。よろしいですか。

続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について説明いたします。

なお、説明に当たりましては、予算書、主要施策の予算概要により説明させていただきます。

まず、予算書の10ページを御覧ください。通知いたします。

こちらも債務負担行為でございまして、上から2行目、業務端末等借上料は期間が令和8年度から12年度までの5年間、限度額を7,201万7,000円とするものでございます。

その内容といたしましては、本市で使用している業務端末は、前回更新を行った平成29年度から使用しており、既に令和4年度が耐用年数でございましたがそれを経過し、故障の頻度が高くなっております。また、当時端末OSとして採用されておりましたウィンドウズ10につきましても、令和7年度中にサポートが終了す

るため、セキュリティー対策の観点及び機器故障などによる業務への影響等のリスクを避けるため、令和7年度中に新しい業務端末へ更新する必要がある、債務負担行為補正を計上させていただくものでございます。

続きまして、上から3行目、総合計画後期基本計画及び総合戦略策定支援業務委託は、期間を令和8年度、限度額を605万円とするものでございます。

内容といたしましては、令和9年度から始まる第7次尾鷲市総合計画の後期基本計画と第3期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、令和7年度と8年度の2か年において策定を進めるに当たり、その支援業務委託についての債務負担行為補正を行うものでございます。

次に、予算書22、23ページを御覧ください。通知いたします。

歳入について説明をさせていただきます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、説明欄上から5行目の移住体験住宅使用料6万円は、九鬼町にございます移住体験住宅みやかの使用料でございます。

続きまして、26、27ページを説明いたします。通知いたします。

14款国庫支出金でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち、当課に係る分は説明欄の1行目の社会保障・税番号制度システム整備補助金728万4,000円のうち、当課分は412万9,000円で、国が実施する中間サーバープラットフォーム整備事業に対して負担金を支出することへの補助金でございます。

続いて、3行目のデジタル田園都市国家構想交付金は318万7,000円で、2款の総務費の企画費と6款商工費の商工振興費と観光費に充当される補助金でございます。

次に、4行目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は6,832万9,000円で、4款衛生費の水道事業会計負担金と9款教育費の学校教育事務局費に充当され、水道料金の3か月分の基本料金の減免と市内全小中学校における給食費無償化の財源とさせていただきます。

次に、30ページ、31ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金のうち、南部地域活性化基金事業費補助金165万円は、定住移住促進事業へ充当される補助金でございます。

続いて、電源立地地域対策交付金（水力枠）578万3,000円は、3款民生

費の高齢者施設設備改修費等に充当されます。

次に、三重県移住支援事業補助金150万円は、首都圏から尾鷲市への移住を支援する尾鷲市移住支援補助金の4分の3相当の補助金でございます。

次に、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金11万9,000円は、国際交流事業に充当される補助金でございます。

次ページを御覧ください。

3項委託金でございます。1目総務費委託金、4節統計調査費委託金1,333万1,000円は、5年に一度の国勢調査をはじめとする指定統計調査6件に対する委託金でございます。

次ページを御覧ください。お願いいたします。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金4億円は、ふるさと応援寄附金でございます。

次に、38、39ページを御覧ください。通知いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、説明欄上から6行目のシステム利用負担金887万7,000円は、各特別会計事業において、住基システム等を利用することに対する負担金を収入するものでございます。

次に、下から9行目の広告事業収入50万円は、広報おわせや尾鷲市ホームページに掲載する企業広告料でございます。

その下、男女共同参画連携映画祭東紀州市町負担金28万4,000円は、東紀州4市町からの負担金でございます。

その4行下、デジタル基盤改革支援補助金9,880万1,000円は、ガバメントクラウド移行整備事業に対する補助金でございます。

その下、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は56万2,000円でございます。

その下、南部地域活性化基金事業費市町負担金75万円は、田舎暮らし体験ツアーの負担金として東紀州3市町からの負担金をいただくものでございます。

以上が当課に係る歳入の説明でございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

予算書の50ページ、51ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、情報化推進事業は2億2,068万7,000円で、前年度に比べて1億3,917万円の増額でございます。財源は社会保障・税番号制度システム整備補助金などの国庫支出金が477万1,000

0円、その他としてデジタル基盤改革支援補助金やシステム利用負担金等が9,587万円、残りが一般財源でございます。

内訳の主なものは、委託料1億1,591万9,000円は、庁内システムサポート保守委託料や標準準拠システム設計・開発業務委託料など、使用料及び賃借料9,055万7,000円は、総合住民情報システムクラウド環境移行機器借上料や庁内ネットワークシステム機器借上料など、備品購入費30万円は予備プリンターの購入費、負担補助及び交付金1,375万4,000円は、中間サーバー利用負担金723万円と、新年度からDX推進を目的に新たに着任する地域活性化起業人負担金560万円でございます。

なお、これらの予算は、DX推進計画に掲げる施策を着実に実行していくためのものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当係長から詳細を説明いたします。

○片原政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の8ページを御覧ください。通知いたします。

情報化推進事業について説明させていただきます。

情報化推進事業におきましては、主なものとして、ITインフラの運用管理やシステム等の構築、運用管理等に加え、令和6年度を始期とする尾鷲市DX推進基本方針及び実施計画にひもづいた庁内外のデジタルトランスフォーメーションの取組に係る予算を計上しております。

事業内容といたしましては、庁内ネットワーク、その他業務システム及びサーバー機器等の稼働維持保守関係業務や業務効率化及び行政サービス向上に係るソフトウェア等の導入及びシステム構築、それらの運用業務を行っております。特に来年度に関しましては、移行期限が令和7年度末までに迫っておりますシステムの標準化及びガバメントクラウドへの移行、令和4年にリースアップと保守期限を迎えている全庁的な業務端末約310台の入れ替えを予定しております。

資料の事業内容中段を御覧ください。事業費の内訳としましては、上から需用費、役務費は前年度比減額となっており、御覧のとおりです。次の委託料に関しましては、システムや機器の構築、保守委託などが主なものとなっており、今年度は前年度比7,768万円増額の1億1,591万9,000円となっております。この増額分のうち、ガバメントクラウド構築移行に係るイニシャル分6,532万7,000円は、下欄のその他の項目に記載がございます財源内訳、その他特定財源のデジタル基盤改革支援補助金が10分の10で充当され、このため、委託料に係る一般

財源の増額分は1,235万3,000円となっております。

増額の主な要因に関しましては、後ほど併せて財源内訳にて御説明いたします。

続いて、使用料及び賃借料は、インターネット使用料やDXを推進するためのソフトウェアライセンス、現行のサーバー機器の借上料などとなっております。前年度比5,841万3,000円増額の9,055万7,000円となっております。同じくこの増額分のうち、ガバメントクラウド構築移行に係るイニシャル分2,166万6,000円は10分の10で、その他欄記載のデジタル基盤改革支援補助金が充当され、このため、使用料及び賃借料に係る一般財源の増額分は3,674万7,000円となっております。

続いて、備品購入費につきましては、前年度比245万円の減額で、主に端末更新を控え、故障対応用の予備端末の購入費を減額しております。

負担金及び交付金につきましては、国や県のシステム利用や県のDXに関する共同調達に係る負担金などとなっております。前年度比603万2,000円増額の1,375万4,000円となっております。この増額分のうち560万円は、地域活性化起業人として民間のデジタル人材の活用を予定しており、こちらは高度化、専門化するデジタル分野において、デジタルツールやシステム、ITインフラの目利きができる、あるいはつくりることができる人材を民間デジタル関連企業の御協力により派遣いただき、本市のデジタルによる課題解決とDX計画の推進、外部人材による市内の人材育成、DX意識の醸成など、幅広く御活躍いただくことを目的として予定しております。この費用につきましては、560万円を上限として特別交付税にて全額措置されることとなっております。一般財源の実質的な負担はございません。

事業費の予算総額は2億2,068万7,000円となっております。財源内訳としましては、社会保障・税番号制度システム整備補助金など、国庫支出金が477万1,000円、その他特定財源としまして、各会計からのシステム利用負担金及びデジタル基盤改革支援補助金で9,587万円となっております。これにより、一般財源が前年度比5,003万4,000円増額の1億2,004万6,000円となっております。

増額の主な要因につきましては、委託料では補助対象外となっているガバメントクラウドの保守などのランニング費用及び市内業務端末更新に係るネットワーク等の初期セットアップ費用などが主になっており、1,235万3,000円の増額となっております。

使用料及び賃借料では、こちらも同じく補助対象外となっております。運用開始

後のガバメントクラウド利用料及び令和6年度に更新いたしました、全庁ネットワーク機器のリース料の開始、庁内業務端末更新に係るソフトの使用料など3,674万7,000円の増額であります。

なお、今回大きな費用を計上しております、ガバメントクラウド構築関連費用でございますが、令和7年度当初予算の計上に際しましては、事業費用を算定し、国から補助金の上限額の提示を受けており、その範囲内で計上させていただいております。

しかしながら、この算定基礎となっている時点から既に1年半近くが経過しており、その間、国のシステム仕様書の度重なる変更や仕様書以外の部分においても、その時点で内容の詳細が固まり切っていなかった部分もあり、さらには人件費、物価の高騰なども影響し、事業費を大幅に上回る事態が想定されてきていることから、国におきましても補助金の上限額の引上げが検討されています。これにつきましては、上限額の引上げの通知等があった時点において、今後の補正予算にて必要部分について歳入歳出を計上し対応していく予定でございます。

また、今後のガバメントクラウド関連のランニング費用につきましても、先日、総務省より増加分については交付税にて措置する旨発表があり、今後詳細が明らかになってまいりますので、全体的な費用の精査も同時に行いながら一般財源の負担を最大限下げられるよう注視して進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長　　続きまして、秘書事務経費でございます。55ページに、予算書、お戻りください。よろしくお願いたします。

秘書事務経費297万6,000円は前年度に比べて26万4,000円の増額、財源は一般財源でございます。内訳の主なものは、都市圏への要望活動をはじめとして各地で開催される尾鷲高校の鷲友会や三重県人会、東海市長会などの旅費148万8,000円のほか、交際費が55万円、負担金として市長会関係負担金が76万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

行政改革推進事業14万2,000円でございます。こちらは前年と変わりなく、財源は一般財源でございます。内訳の主なものは、行財政改革の委員報酬8万6,000円で、2回分の報酬でございます。

次に、ふるさと納税事業2億1,147万円は前年度に比べて292万7,000円の減額で、財源はふるさと応援基金が1億6,000万円、残りが一般財源です。

内訳は、10節需用費150万4,000円は、ふるさと納税PR用品や封筒等に係る消耗品費、11節役務費4,948万6,000円は、通信運搬費やふるさと納税指定納付事務手数料でございます。12節委託料1億6,000万円は返礼品の調達に係る委託料であり、寄附額の40%で積算してございます。13節使用料及び賃借料48万円は、寄附お礼状に係る複合機使用料でございます。

ここで、主要施策の予算概要により、担当調整監から詳細を説明いたします。

○西村政策調整課調整監　それでは、主要施策の予算概要の10ページを御覧ください。通知します。

ふるさと納税事業について説明いたします。

事業の目的としましては、尾鷲市が応援したい地域、魅力ある地域として情報発信することにより、本市を知るきっかけをつくり、さらには返礼品を通じ、市内事業者の商品PRや事業拡大につなげることで、ふるさと納税寄附や市内事業者の販路拡大につなげます。

事業の内容としましては、積極的にふるさと納税を受け付けるため、五つのポータルサイトや現地決済型ふるさと納税ポータルサイトを活用し、市内事業者とともに魅力ある返礼品をつくり上げ、返礼品のおいしさ、ユニークさ、生産者のこだわり、給付金の使い道、本市の魅力などを全国のふるさと納税ユーザーへ確実に情報を発信してまいります。

また、ふるさと納税からつながる関係人口の創出と拡大を進めるため、前年度寄附者を対象にしたおわせ港まつりへの招待「おわせ港まつりへ行こう」や首都圏の寄附者を対象にした東京日本橋三重テラスで行う「おわせのお昼ご飯できたでまっとなるでなー！」を実施し、尾鷲の食のみならず、歴史や文化をさらに知っていただく機会を創出することで本市とのさらなる関係を構築し、ふるさと住民台帳の基盤整備を行い、共感を呼ぶ尾鷲市ふるさと納税事業を推進してまいります。

事業費の内訳としましては、委託料1億6,000万円、役務費4,948万6,000円で、財源内訳は、その他特定財源、ふるさと応援基金1億6,000万円、一般財源5,147万円であります。

以上でふるさと納税事業についての説明を終わります。

○三鬼政策調整課長　予算書59ページにお戻りください。通知いたします。

次に、2目の文書広報費でございます。これは1,438万9,000円で、前年度に比べて38万2,000円の減額で、財源内訳は、その他として広告事業収入が50万円、残りが一般財源でございます。

広報等発行事業の主なものは、需用費の印刷製本費 674万5,000円は、広報おわせの印刷代、役務費の広報配布手数料が 350万4,000円、委託料として広報配布委託料が 118万3,000円、使用料及び賃借料としてホームページに係るクラウドシステム利用料が 204万円でございます。これにつきましても、主要施策の予算概要により担当係長から説明いたします。

○山本政策調整課主幹兼係長　それでは、主要施策の予算概要の 11 ページを御覧ください。

広報広聴事業について説明させていただきます。

まず、広報事業としましては、広報おわせホームページ、エリアワンセグ、ツイッターやライン等の SNS など、各媒体の特色を生かし、行政情報を分かりやすく、効率的、効果的に提供してまいります。特に広報おわせにつきましては、より親しみやすく分かりやすい広報紙面づくりに取り組みたいと考えております。

次に、広聴事業につきましては、懇談会や市長への手紙など、広聴の機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、財源内訳のうち、その他特定財源として広告事業収入 50 万円を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長　それでは、予算書 61 ページにお戻りください。お願いいたします。

5 目の企画費でございます。企画費全体の本年度予算額ですが、1億8,332万2,000円で、前年度より 2,806万1,000円の増額でございます。財源内訳は、南部地域活性化基金事業費補助金をはじめとする国県支出金が 333万1,000円、ふるさと応援基金をはじめとするその他が 854万2,000円、残りが一般財源でございます。

企画振興事業は 186万5,000円でございます。内訳は、尾鷲市地方創生会議に係る委員への報酬旅費のほか、負担金としておわせ SEA モデル協議会負担金 100 万円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当調整監から詳細をお伝えいたします。

○後藤政策調整課調整監　それでは、主要施策の予算概要の 12 ページを御覧ください。通知いたします。

おわせ SEA モデル事業につきまして説明させていただきます。

事業内容につきましては、大型製材工場をはじめとする企業誘致、事業誘致を実

現するための活動費としまして、おわせS E Aモデル協議会に対し、中部電力株式会社、尾鷲商工会議所、本市の3者による均等負担により、当該事業に係る負担金を支出するものでございます。

具体的には、S E AモデルのS、E、Aのうち、Aのアクア・アグリカルチャーにおける陸上養殖の事業条件調査、マーケティング調査などの課題に対する経費のほか、S E Aモデル協議会ホームページの更新などを実施するものでございます。事業額は100万円、財源内訳は一般財源であり、同額の100万円でございます。説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長 同様に61ページ、予算書、お戻りください。お願いいたします。

次に、交通体系関係事務費でございます。これは8,440万円で、主なものとしては、委託料の自主運行バス運行委託料5,738万2,000円は、ふれあいバス九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線の運行業務委託料、尾鷲市コミュニティバス指定管理料2,100万2,000円は、ふれあいバスの尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料でございます。

負担金、補助及び交付金は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会の負担金74万6,000円のほか、伊勢鉄道経営支援負担金385万6,000円、地域間幹線系統確保維持補助金44万5,000円が主なものでございます。

これにつきましても、主要施策の予算概要により担当係長から説明させていただきます。

○松井政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の13ページを御覧ください。通知いたします。

交通体系関係事務経費について説明させていただきます。

事業内容につきましては、市内の地域公共交通について、有識者や交通関係者等で構成する尾鷲市地域公共交通活性化協議会で協議するとともに、主にふれあいバス5路線、九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線、尾鷲地区、須賀利地区の円滑なバス運行を行うものであります。

また、三重交通が運行する地域間幹線バス、尾鷲海山線に対する運行補助やふれあいバス須賀利地区と三重交通路線バス等乗り継いで市街地を往来する場合における割引の実施などが主な事業内容でございます。

事業費総額は8,440万円であり、その財源内訳は、その他特定財源が756万2,000円、一般財源が7,683万8,000円であります。

説明は以上となります。

○三鬼政策調整課長 予算書63ページをお願いいたします。通知いたします。

次に、広域の事務経費でございます。これは、197万7,000円につきましては、東紀州地域振興公社の負担金でございます。

次に、国際交流事業は28万9,000円で、委託料として、日本語交流事業運営業務委託金23万9,000円と尾鷲市国際交流協会への補助金5万円を計上させていただきます。

次に、総合計画の進行管理事業は、第7次尾鷲市総合計画の進行管理を行う経費で20万4,000円でございます。

11節の役務費の通信運搬費17万5,000円は、総合計画における施策の成果、進捗状況などを確認するための市民アンケートに係る郵送料でございます。

次に、地域創生関係事務費は38万5,000円でございます。事業内容としては、東京尾鷲会や各鷲友会の方々と双方向に情報発信交流を行うことで尾鷲応援団の拡大を目指すものでございます。主なものは、8節旅費26万4,000円は、東京尾鷲会総会や役員会への参加旅費でございます。

続きまして、定住移住促進事業に移らせていただきます。こちらは2,126万3,000円でございます。主なものは、関係人口づくりに関する消耗品費が234万3,000円、通信運搬費が116万9,000円、ふるさと納税からつながる関係人口づくりのPR用システム利用手数料が300万円、委託料161万4,000円は360度カメラを活用した空き家バンク強化・活用連携事業委託料が111万9,000円。

次のページへ移っていただきますようお願いいたします。

移住パンフレット作成業務委託料が49万5,000円でございます。

また、18節負担金、補助及び交付金の1,068万2,000円のうち、負担金788万2,000円は、新年度から着任するふるさと納税からつながる関係人口づくりを目的とした地域活性化起業人負担金560万円と田舎暮らし体験ツアー負担金200万円をはじめとする事業の負担金でございます。

また、補助金280万円は、空き家バンクに登録いただいた所有者に対する家財道具の処分や清掃に関する補助金が80万円、首都圏から移住者に対する尾鷲市移住支援補助金が200万円でございます。

こちらにつきましても、主要施策の予算概要により担当係長より説明させていただきます。

○世古政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の14ページを御覧ください。通知します。

定住移住促進事業について説明させていただきます。

事業の目的は、これまでの移住促進の取組に加えて、多様な生活スタイルやニューノーマルにも対応した定住移住を促進し、新しい人の流れを創出していくことを目的としております。

事業の内容といたしましては、定住移住の促進をミッションとした地域おこし協力隊と連携しながら、移住相談窓口、移住体験住宅、国県と連携した東京圏からの条件付移住に対する移住支援など、移住サポートの充実を図るこれまでの取組を引き続き実施してまいります。

ふるさと納税からつながる関係人口づくりでは、ふるさと納税は約4万件の方から応援していただいていることから、ふるさと納税事業に関係人口を絡め、おわせ港まつりへ招待するとともに、東京のイベントで尾鷲の魅力を深く知ってもらうようPRしてまいります。こうした取組により関係人口の増加と結びつきの強化につなげてまいります。

新規事業といたしまして、地域活性化起業人でございます。業務効率化やマーケティングに関して専門的な知見を持つ即戦力人材を活用し、関係人口の創出や定住移住につながるよう取り組みます。

空き家バンク強化・活用連携事業では、360度カメラを使い、空き家バンクに登録されている物件をストリートビューのようにネット上で詳しく閲覧できる状態にし、業務の効率化と流通促進を図ります。

また、DIYワークショップを開催することで、空き家の流通促進につなげてまいります。

田舎暮らし体験ツアー事業では、真剣に移住を検討している方を対象に現地までの交通費や宿泊費の一部を補助し、東紀州地域での宿泊、周遊を体験してもらうことで魅力を感じてもらい、移住につながるよう移住体験ツアーを実施します。

空き家バンク推進キャンペーン事業では、SNS広告を活用し、空き家バンクに関する特設ページを周知することで、空き家バンクへの登録を促進してまいります。

事業費予算額につきましては2,126万3,000円で、財源内訳は、国庫支出金としてデジタル田園都市国家構想交付金6万2,000円、県支出金として南部地域活性化基金事業費補助金165万円、三重県移住支援事業補助金150万円の計315万円、その他特定財源として、南部地域活性化基金事業市町負担金75万

円、移住体験住宅使用料6万円の計81万円、残り1,724万1,000円が一般財源でございます。

以上でございます。

- 三鬼政策調整課長　それでは、予算書の65ページにお戻りください。お願いいたします。

次は、地域おこし協力隊事業でございます。

これにつきましては、6,714万7,000円で、協力隊への報償費が3,378万5,000円でございます。委託料として、地域おこし協力隊の現役サポート業務委託料が120万円、補助金として、協力隊活動費2,416万5,000円が主なものでございます。

なお、協力隊に関連する事業費は、全て特別交付税により措置されるものでございます。

これにつきましても、担当係長より詳細を説明させていただきます。

- 世古政策調整課主幹兼係長　それでは、主要施策の予算概要の15ページを御覧ください。通知します。

地域おこし協力隊事業について御説明させていただきます。

事業の目的といたしましては、外部人材を活用し、地域課題の解決や地域の活力づくりを進めることで地域と外部人材が一緒につくる活力あるまちづくりの好循環を目指すことを目的としております。

令和7年度の地域おこし協力隊の配置につきましては、須賀利地区1名、向井地区1名、早田地区1名、三木浦地区1名、三木里地区3名、南輪内地区、梶賀地区1名、ふるさと納税をきっかけとした関係人口づくり2名、定住移住促進6名、情報発信1名の合計18名を予定しております。

次に、地域おこし協力隊募集活動については、募集情報の発信に加えて、現地見学会や協力隊体験会などを現役隊員やOB隊員と連携して実施します。本市の隊員と実際に会って活動内容や魅力を知っていただけるイベントとすることで新たな隊員の募集を促進していきます。

地域おこし協力隊サポート業務につきましては、現役隊員へのきめ細やかなサポートと隊員の孤立を防ぐことを目的に、個別相談や地域との交流のできる体制を構築していきます。

事業費の内訳につきましては、総務省の定める協力隊設置要綱に準じて、隊員の活動報償費3,378万5,000円、活動費補助金2,416万5,000円、企業

支援補助金 500 万円、募集経費 299 万 7,000 円、サポート業務委託料 120 万円の合計 6,714 万 7,000 円であります。

続いて、地域おこし協力隊の隊員数等について御報告いたします。通知いたします。

こちらは、令和 7 年 3 月 6 日時点、今日時点での本市の地域おこし協力隊についてまとめたものです。色づけしていないものが現在活動していただいている隊員と継続して募集している隊員を表し、オレンジに色づけしているものが令和 7 年 4 月 1 日以降に着任あるいは募集する隊員となっております。今日現在活動中の隊員 19 名で、内訳といたしましては、政策調整課 9 名、水産農林課 9 名、商工観光課 1 名となっております。またお時間のあるときにお目通しをいただければと思います。

なお、3 月 20 日祝日 14 時から中央公民館 3 階講堂におきまして、現役隊員の活動報告会を開催いたしますので、よろしければ御参加いただければと思います。

以上説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長 予算書 65 ページにお戻りください。お願いいたします。

総合計画策定事業でございます。

こちらは 579 万 2,000 円で、総合計画審議会委員報酬が 46 万 2,000 円。

次のページ、お願いいたします。

委託料として、総合計画後期基本計画及び総合戦略の委託料が 495 万円でございます。

こちらにつきましても、担当係長より説明させていただきます。お願いいたします。

○松井政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の 16 ページを御覧ください。通知いたします。

総合計画後期基本計画及び総合戦略策定事業について説明させていただきます。

事業内容につきましては、第 7 条次尾鷲市総合計画の基本構想で定めたまちの将来像とまちづくりの理念を実現するため、基本目標に基づき、必要な施策の目的や成果、取組内容などを体系的かつ具体的に取りまとめた第 7 次尾鷲市総合計画後期基本計画及び本市における人口減少対策、また、地域経済の活性化を目的とした第 3 期尾鷲市総合戦略を令和 9 年度を始期として策定するものであります。

総合計画審議会委員及び地方創生会議の皆様をはじめ、市民の皆様から広く意見をいただく仕組みの検討を行った上で、総合計画前期基本計画や第 2 期総合戦略の検証、また、国や県の動向の分析等を実施し、後期基本計画及び次期総合戦略を一

体的に策定していきたいと考えております。

事業費総額は579万2,000円であり、財源内訳は一般財源であります。

説明は以上となります。

- 三鬼政策調整課長 　　では、予算書69ページにお戻りください。お願いいたします。通知いたします。

10目の男女共同参画費でございます。予算は56万4,000円で、財源は、その他として男女共同参画連携映画祭東紀州市町負担金と一般財源でございます。新年度におきましても、尾鷲高校及び三重県男女共同参画センター、フレンテみえの御協力の下、同校における男女共同参画セミナーの開催を行うほか、男女共同参画連携映画祭などの広報啓発活動も実施したいと考えております。

次に、91ページを御覧ください。通知いたします。

5項の統計調査費でございます。1目統計調査総務費のうち、一般統計事務経費は9万4,000円の計上で、尾鷲市の統計書を作成するための経費でございます。

次のページ、お願いいたします。

次が2目の指定統計調査費でございます。1,270万5,000円で、財源は全て県からの統計調査費委託金でございます。これは、国勢調査などの指定統計6件に要する費用でございます。

以上で議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明といたします。いずれも御承認賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

- 仲委員長 　　議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決の説明が以上でございます。

質疑のある方、御発言を願います。

- 小川委員 　　予算概要の8ページ、ガバメントクラウドですかね。これはいつぐらいに移行されるんですか。

- 三鬼政策調整課長 　　令和7年度中が国の一つの基準でございますが、本市におきましては、令和7年の12月から1月をめどに今順調に業務が進んでいる状況でございます。

- 小川委員 　　これは国が経営というか、国が中心になってやることなんですけれども、これやることによって利点というか、どういうことを利用されるのか、もし大まかな点があれば。

- 三鬼政策調整課長 　　確かに国が推奨するデジタル社会を目指すために、やはり

プラットフォームとなる国共通の基盤をすることによって、中には既に進んでいるところもございますが、尾鷲市においては、以前から委員も御提案いただいているような書かない窓口であるとか市役所に来なくてもスマホ一つでいろんな手続きができる、いわゆるオンライン申請ですね。それはもう既にオンライン申請は尾鷲市も取り組んでおりまして、手数料が必要な場合でもキャッシュレス決済も今できておりますので、今、月で10件ほどはオンライン申請で御利用いただく方も増えてまいりました。そういうことの啓発も含めて、より多様な方にこのデジタルガバメントクラウド移行に伴う便利さを共有していただけるように、担当を含めて、市の窓口係も含めて今協議を進めておりますので、本格的に導入が進むのは令和8年度以降とお考えください。よろしくお願いたします。

○小川委員　　今この利用料というのではないようなんですけど、今後、国のほうで利用料という話もあると思うんですけど、その点はどうなんですか。

○三鬼政策調整課長　　確かに担当係長から説明もありましたように、ランニングコストが、当初国は同じプラットフォームに来ればランニングコストも安いので皆さん一緒の船に乗りましょうということで声を掛け合っただけなんですけど、やはり外資のシステムに乗った運営費でございますので、円安の影響であるとかそういうことも含めて割高感が各全国の市町から上がっています。ですので、国において、その辺の補助金も含めた対応を求める声がいろんなところから出ておりまして、それも含めて国は対応を今協議していることもあって、このシステムの構築におきまして、金額が上がっているのも現状でございますので、そういう補助金の増額も含めて、今、国の返事を待っている状況でございます。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に。

○西川委員　　主要施策の11ページで、市民懇談会の開催や市長への手紙などがありますけど、市長への手紙は年間どれぐらい来るんですか。

○三鬼政策調整課長　　例年、広報おわせのページに組み込ませていまして、基本的に皆さんに返信用のはがきをつけて送るのは1回です。それ以外に随時皆様からの手紙をいただいておりますけど、皆さんに広報紙に折り込んで広報おわせに掲載しているのは年1回でございます。

○西川委員　　それは市長からの返事も含まれるんですか。

○三鬼政策調整課長　　市長への手紙は、市民から大体30件から40件返事がございます。中には無記名のものもあるんですけども、無記名のものはなかなか返

事は出せないですが、記名のあるものは全て市長が返事を出させていただいておりまして、その一部は2か月後ぐらいに広報おわせにも、こういう意見があつてこういう返事をしましたという形で、広報おわせにも掲載しております。

○西川委員　それはやっぱり市長に手紙を書いたので、何か反映されることは、市政に反映されることはあるんですか。

○三鬼政策調整課長　やっぱり割と皆さんから多いのは、環境問題のごみのことが割と最近では多くて、こういうふうにごみの対応をしてほしいとか、それは担当課で改善点を研究して、それで変わったところは何点かございますので、そういう気づきもいただきながら、やっぱり市民生活においては、こういうことに困っておられるんだなというところは、主に環境課のごみ収集も含めたところで改善した点は何点かございます。

○仲委員長　よろしいですか。

○中村（文）委員　地域活性化起業人負担金のことでちょっとお伺いしたいんですけども、仕事内容として具体的に分かりそうであれば教えていただきたいです。

○三鬼政策調整課長　政策調整課は、先ほど担当調整課係長から説明あったように2人お願いしております。一つはデジタルのDX推進ですね。情報推進事業で今回お願いしている企業は、協定を結んで正式に4月1日から着任いただくんですけど、デジタル人材の得意な会社に依頼を打診しております。ですので、それにおきましては、まず、DXは尾鷲市、DX推進が他市町に比べて少し遅れてスタートしたというのも正直なところですし、人材の育成と、やはりどういうふうに市民サービスに展開していくかというアイデアだったり、事業費も含めた組立てが非常に大事なので、今、片原係長も係でそういうことを一生懸命頑張っているんですけど、なかなかアドバイスをいただけたり、特に業者に正直相談するとその業者寄りの話になっていったりしがちなところもあって、フラットにいろんな他市町がしているメリットデメリットも含めて、そういう提案をしていただけたり相談相手になっていただける方をDXのほうでは求めて、それが先方と今合致しているので、4月からの着任を今進めさせていただいております。

あともう一人のふるさと納税からつながる関係人口づくりというのは、調整監が説明したようにふるさと納税で多くの方とつながっているいろんな形で応援していただいているんですね。それを一層強化するための施策は、同じことをやっても正直駄目なので新しいことをしていくためと、今、石破内閣が2地域居住や第2のふるさと、第2住民票の設定も含めて、関係人口づくりの新たなステージに取り組む

方針を出されていますので、尾鷲市が今後新しい取組をほかの市町に先駆けてしていくことも非常に大事だと思っていますので、そういうところへのヒントもそういうプロからいただきたいなということもあって、今そういう2人を希望しております。

○中村（文）委員 ありがとうございます。

ちなみに、この2人の方の在任期間というのは今年だけのものなのでしょうか。

○三鬼政策調整課長 制度上最大3年ですので、3年間で最大今想定して、協力隊と同じく特別交付税で560万円の1人当たり出ますので、それで今お願いをしております。

○中村（文）委員 もう一つ質問させていただきたいんですけども、ふるさと納税の返礼品のことにに関してなんですが、思わぬ事故とか破損があった場合とかの補償というのは、どのように委託先へお願いしているのか教えていただきたいです。

○西村政策調整課調整監 配送時に配送業者が破損した場合は、当然配送業者に損害の請求をするということで、実際に一番最初に返礼品事業者がつくったときに、そこでのトラブルとかというのであれば当然返戻品の発送事業者が代替品を送っていただくような調整をしております。

○仲委員長 いいですか。

ちょっと待って。政策調整課長、関連ですけど、すみませんけどよろしいですか。

地域活性化起業人負担金の関係は地域福祉協議会と同じような関係という中で、この身分はどういうふうになります、身分保障なり地位なり。そこをちょっと確認したいんですけど。

○西村政策調整課調整監 地域活性化起業人制度なんですけど、こちらなんですけど、まず、3大都市圏に所在する企業と尾鷲市が協定に基づいて社員を地方自治体に一定期間、今、課長のほうから3年という話があったんですけど、6か月から3年派遣していただいて、協定によってということではお迎えするという形になります、協定書に基づいて。

○仲委員長 身分というのは、例えば情報関係やったらデジタル推進系のところへ配置されると思うけど、係長の支配下に置くのか、もう一つ、関係人口のほうは、もう一つの振興係かな、配置と身分をきちっとはっきりしてほしいんですけど。

○三鬼政策調整課長 確かに今、地域おこし協力隊も各自分のベース、いわゆる自宅を事務所に行っている方もいますし、定住移住のように尾鷲暮らしサポートセンターに勤務している方もいて、どこに所属するかは最大限の効果が得られるように

考えるんですけど、今回の活性化起業人は、まずは政策調整課の地域創生係とDX推進係の、その係長のところに配置する形で今総務課とも調整しておりまして、身分としても地域おこし協力隊と同じような形で今想定して進めておりますので、また詳細が分かりましたらお知らせいたしますけど、同じような形で関わっていただきたいと思っています。ですので、基本は政策調整課のそれぞれの係長の中の同じ課、分類で、協力隊と同じような位置づけでお願いしたいと考えております。

○岩澤委員 予算書63ページ、国際交流のところ、一般質問でもこの部分に触れさせていただいたんですけども、今年度から日本語交流事業運営業務委託料23万9,000円というのが始まっています。こちらの詳細をちょっと教えていただきたいです。

○三鬼政策調整課長 こちらは委員の一般質問にもございましたように、地域に外国人登録者が増えている中、その方たちが地域社会になじんでいただいて、いろんな課題を共有したりいろんな楽しみも共有していただけるように、まずはやさしい日本語という、地域になじみ、確かに私たちが国際色を学んで英語とか言語を習うというのも一つなんですけど、やはり地域になじむには外国人たちの方にやさしい日本語になじんでもらって、いわゆるコミュニケーションの垣根を低くしていただくような取組を今考えておりまして、こちらは三重県も実行事例がございまして、このやさしい日本語を使った事業を社会福祉協議会、もともと社会福祉協議会は外国人の方のいろんな相談も承っていて、実績とか人材もいるものですから、そこと共同で委託事業として2分の1相当の県の補助金を受けて、今、組み立てることを想定して相談しています。

○岩澤委員 ありがとうございます。

もう一つ、国際交流協会の補助金、例年どおり5万円となっているんですけども、やはりこちらでも一般質問で言わせてもらった内容なんですけど、年間5万円でなかなか活動費としては少ないほうだと思うんですけども、例えば年度途中でこういうイベントをしたいとか提案があった場合、補正対応というのは可能なのでしょうか。

○三鬼政策調整課長 こちらの補助金は、財源は国際交流基金から出させていただいておりますので、やはり私たち、なかなか5万円から増額できていないのは、会員の方も正直限られている中で活動を広げるところに苦慮しておりまして、そういうことも含めて、会員の拡大や事業を増やすところがあれば十分精査して、財政当局とも話しながら、補正のどの時期にできるかというのは課題ですけど、当初予

算も含めて、こちらについては増やしていけるものということも含めて今検討しておりますので、基金を活用した事業として位置づけてはおります。

○岩澤委員 ありがとうございます。

予算書の51ページ、情報化推進事業の部分になるんですけれども、先ほど、やさしい日本語の話が出たんですけれども、この情報化推進事業の予算、約3倍になっていてすごい大きな事業だと思うんですけれども、難しい片仮名ばかりで、この間も知り合いの方から片仮名の意味が分からないという方がすごい多かったので、これを分かりやすく端的に説明していただけたらなというふうには思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○仲委員長 後日資料提供で駄目ですか。

○岩澤委員 要は国からのシステムを取り入れているので窓口がDX化することだと思ってるんですけれども、例えば中間サーバーVPN装置更新作業というのを読んでもなかなか分かりづらいですね。なので、この辺を分かりやすく理解できるようなものがあればというふうに思って質問させていただきました。

○三鬼政策調整課長 細かい項目につきましては、また後ほど資料は提供させていただきますが、今回このDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの本題は、私たちの生活をデジタル技術でより便利により快適にしようという根本がございまして、その中に人間との関わりとか、いろんな人と人との関わりも大事にしましょうという、二つの項目があるんですね。それで、尾鷲市が今取り組んでいる主題を簡単に申し上げますと、ガバメントクラウドという国が推奨する共通のプラットフォームですね。共通の皆さんがどこの市町も同じシステムに入りたいと。そのシステムに入ると、5年に一度、システムを変えたり多額な費用がかかったりすることを避けて、国が用意しますので、そこに参加してくださいと。その運用費も払っていただくほうが5年に一度システムを変えたり機器を変えたりするよりか安く済みますよという国の推奨に全市町が向かっています。それをすることによって、全国共通の課題である住民サービスを底上げするためのシステムの構築も今進んでいますので、便利になるように、家にいながらも役所に来なくてもいろんなサービスが利用できるようにとか、例えば施設の利用もすぐスマホ一つできたりとか、そういうことが今限られたところしかしていませんけど、それがもっと広がるような今仕組みをつくっていますので、ここの文言につきましては、また後ほど提供させていただきますので、お願いいたします。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 地域おこし協力隊、たくさん入ってきていただいているんですけども、すみません、卒業生の定着率を教えてくださいませんか。

○三鬼政策調整課長 今私たちもやっぱり3年間の任期を終えてここに定着していただくことを着任時に市長からも声かけしておりますので、現在で7割ぐらいです。近年ではもっと高いです。過去から平均しますと7割なんですけど、最近は隊入する方はほぼほぼ定着されておりますので、初期の頃は3年間勤め上げてから、例えば他市へ行かれた方もいらっしゃるんですけど、現在、トータルで70%ほどでございます。

○中村（レ）委員 それってきつとすごい三重県の中でも高いんですね。

○三鬼政策調整課長 そうです。

○中村（レ）委員 高いと思うので、それをPRというのか、すごい誇ってほしいと思うんですよ。どこかで大々的にそれをまず挙げてください。

それと、何回も皆さん聞かれているんですけど私もまだ分からないので、地域活性化請負人って言われて、DXのほうは分かります。ふるさと納税とか関係人口と言われたときに、地域おこし協力隊でも同じような名目で入ってこられていますよね。その方はこの請負人というのが頭で、その下に配属されるという形を取られるんですか。

○三鬼政策調整課長 それは協力隊と活性化起業人の位置づけですか。

確かにDXのほうではなしに関係人口づくりで来ていただく活性化起業人のほうは、やはり先ほど説明しました、いわゆる国が推奨する新たな2地域居住とか第2住民票も含めて、尾鷲市がそういう地域に選ばれて応援し続けていただけるように仕組みをつくることを優先しています。それには協力隊の力も必要ですし、協力隊はこれから募集することも想定していますので、いろんな能力を持った方が想定されるんですね。活性化起業人は、やはりITも含めたデジタルに非常にたけたその会社の専門の方をお願いしていますので、そういうシステムを構築することは起業人を優先して、その下で一緒になって動く方は、協力隊も含めて今想定しています。ですので、協力隊と起業人が連携してこの事業を行うことを想定していますので。

○中村（レ）委員 それは、起業人の方は市役所勤務ということになりますよね。地域おこし協力隊もその下に配置されるという関係で、今後、別に事務所をつくられるとすごい疎遠になってしまうのですけれども、そこらの関係はどういうふうに考えられていますか。

○三鬼政策調整課長 今のところは政策調整課において、同じところで一緒に働

く仲間として、企業人の方も協力隊の方も同じ横一線で協力してやっていこうかなと思っています。どちらが上、下ということでもなしに、それぞれの特徴を生かしてやっていくと思っています。

○中村（レ）委員　　すみません。勤務場所とどういうふうに連絡を取るかを聞いているので、横並びとか下とかじゃなくて。

○三鬼政策調整課長　　勤務場所は同じ政策調整課で勤務いたします。

○中村（レ）委員　　それと、毎年1回、報告会を開いていただいている、すごく成果を出していただいていると思うんですけども、これだけ定住とか情報発信とか関係人口とかローカル公募とか、何人かセットで今すごい活躍してもらっていると思うんですけども、毎年のグループとしての事業報告というのをいただきたいなと思うんです。結構いまだに何しているか分からへんって言われる市民の方がとてもたくさんおられて、一人一人ではなく、同じミッションでグループとして仕事をしていて、例えば三木里でも今2人でやってくれているのが、すごく2人になったことで、1人ではできひんかったことがすごくたくさんできるようになって成果もたくさん出てきているんですね。それが3人になり、毎年グループになってやり上げていくとすごい成果が出ると思う。それをもっと分かりやすく各グループごとに成果品として、発表会も大事やけど、何かできたら広報に入れられるような成果品、これだけしましたというのをしていただきたいと思います。

○三鬼政策調整課長　　おっしゃるとおりで、どういうふうに活動を見える化して理解していただくかと非常に、隊員自身も非常に注目しています。広報おわせにも1人ずつ紹介させてもらった時期があるんですけど、今回、やっぱり1人ずつでもいいし、グループごとでもいいし、例えばホームページやいろんな媒体がありますので、それにつきましては担当係長も通じて、今回の合同発表会以外にどういことを自分たちの活動を通して知っていただいて、市民の方にも応援していただいて、できたら一緒になってやっていただけるような、それは引き続き見せ方も含めて十分に向上できるように考えていきたいと思っています。

○中村（レ）委員　　それと、地域おこし協力隊は事業費がついているんですけども、事業費を使ってどういう成果が出たかというのも分かりやすく成果発表していただけたらありがたいと思います。

○三鬼政策調整課長　　ミッションによってはどう表現するかという課題もありますけど、できるだけ透明化を目指してやっていきたいと思っています。

○仲委員長　　よろしいですか。

○濱中副委員長 51ページの情報化推進事業で、先ほど説明の中で、これはランニングコストです、これはイニシャルコストですという説明があったんですけど、今回示されておる2億2,000万の中で、大体でいいので毎年の固定費になる部分、どれぐらいなのかというのが、ざくっとで結構です、教えてもらえますか。

○片原政策調整課係長 ランニング費用については、通常、令和6年度の当初予算と比較したら、大体年間で3,000万ぐらいの増が令和8年度以降の運用開始後におけるランニング費用の増加分と見ております。この分に関しましては、先ほど主要施策の予算概要でも話しましたとおり、この分についての増加が地方自治体の負担に大きくなっているということで、国から、総務省から、この分については交付税で措置しますよということが発表されておりまして、その分がどこまでこの3,000万を減らしていくかというところは今後も注視して、下げられるように見ていきたいと思っております。

○濱中副委員長 あともう一点、起業人に関しては会社との協定のようないふふうな説明をいただきましたけれども、そうすると、1人の人を固定して続けていただけるのか、会社としてその都度人が変わる可能性があるのか、その辺りをちょっと御説明ください。

○三鬼政策調整課長 どちらも今想定しております。

○中村（レ）委員 聞き忘れていたので。

今年度はいいんですけども、来年度から地域おこし協力隊とか起業人の方に対して、人事院勧告どおりの人件費のかさ上げということは考えられていますか。

○三鬼政策調整課長 確かに国も、それは回答があります。ですので、私たちも今後よりよい人材をしていくために、政策調整課だけじゃなしに、御存じのとおり、水産農林課や教育委員会も今回予算にお願いしておりますので、協力隊にしても活性化起業人にしても基準が見直されていて上がる傾向にございますので、今回は昨年と同じベースで今回予算を見ていますが、今後は中で協議して、どういうふうに見えいまで上げていく必要があるかも含めて、全庁的に協議していきたいと思っております。

○仲委員長 よろしいですか。

他に質疑、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで確認をいたします。

以上で、政策調整課、終了いたします。御苦労さまでした。

その他があるな、すみません、もとい。

○三鬼政策調整課長 議案関係は終わったんですが、その他として1点報告をさせていただきます案件がございますので、よろしくお願いいたします。

資料は特にございませんが、現在、おわせS E Aモデル協議会において、企業誘致の進捗につきまして1件報告をさせていただきますと思います。

S E Aモデル協議会におきましては、大型製材所や陸上養殖などの企業誘致を進めておりまして、所信表明や一般質問でその進捗状況を市長が述べているところがございますが、このたび、中部電力三田火力発電所跡地において、バナメイエビの陸上養殖を計画している企業から進出の申出がございまして、S E Aモデル協議会で詳しくお話を聞かせていただいて慎重に検討を重ねた結果、事業の実施を了承することとし、今月3月28日におわせS E Aモデル協議会の総会が予定されているのですが、それが終了しました後の午後3時30分から、引き続き本市とこの会社の立地基本協定を締結することで現在最終調整を行っていることを報告させていただきます。

その企業は本社が外資系の企業でございまして、既に海外でバナメイエビの陸上養殖を行っております。そのグループが令和6年11月、昨年11月に日本法人として立ち上げましたADジャパン株式会社という会社でございます。ADとは、Aqua Developmentの頭文字で、ADグループは養殖技術のスタートアップ企業で水産養殖の企業でございます。

なお、事業用地の契約手続などがこれからでまだ終わっていないので、事業用地については今後の手続となりますが、尾鷲三田火力発電所跡地の燃料第1ヤードにおけるバナメイエビの陸上養殖を検討されております。何かと今後詳細を詰めていく必要がございますので、詳細が決まり次第、随時報告をさせていただきますと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今後も本市への企業誘致の取組を継続することで産業振興による地域の活性化を目指してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○仲委員長 もうその他はないですね。

以上で政策調整課、審査終了いたします。御苦労さまでした。

10分間休憩してから、あとちょびっとあります。

(休憩 午後 2時17分)

(再開 午後 2時28分)

○仲委員長 それでは、再開いたします。

次は会計課ですけど、議案第26号の補正予算から御説明をお願いします。

○野地会計管理者兼会計課長 会計課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、会計課に係る予算について、補正予算書に基づき御説明いたします。

例年この3月補正の時期に計上しております歳入2件でございます。

補正予算書の20、21ページを御覧ください。

ページ上から二つ目の16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入、1節基金運用収入の補正額49万1,000円のうち、会計課分といたしましては37万1,000円の補正となります。これは、前年度の用品調達基金会計剰余金であります。

次ページ22、23ページを御覧ください。

上段の20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子については3万円の増額です。これは定期預金利子で、歳計一時金預金利子として3万円を計上し、合計3万1,000円とするものであります。

以上が補正予算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○仲委員長 以上が補正予算の説明ですが、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしということで、次に、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○野地会計管理者兼会計課長 続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、会計課に係る予算について、予算書により御説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。

歳入についてであります。上から二つ目にあります19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、前年度繰越金として1,000円の計上となります。

次に、上から四つ目、20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子は、歳計一時金預金利子として、頭出しとして、こちらについても1,000円の計上でございます。

次ページ、38、39ページを御覧ください。

上段の20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入1億3,324万1,000円のうち、会計課分としましては、1行目にございます白地図等売却代1万1,000円の計上となります。

歳入は以上であります。

次に、歳出であります。

予算書の46、47ページを御覧ください。

中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9億5,890万4,000円のうち、会計課分について御説明いたします。

少しページが飛びまして、54、55ページを御覧ください。

会計課分としまして、ページ下段の会計事務経費678万2,000円の計上であります。内訳といたしましては、10節需用費は38万4,000円で、消耗品費24万円、印刷製本費14万4,000円で、主にコピー用紙及び決算書作成等に係る経費であります。11節役務費は634万円で、通信運搬費69万3,000円は、口座振込通知書等の郵送代及び口座振込等データ伝送サービス料であります。

次に、公金手数料につきましては、窓口収納等手数料として91万2,000円、公金振込等手数料として473万5,000円であります。

次ページ、56、57ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料は、複合機使用料5万3,000円、18節負担金、補助及び交付金の会計管理者関係負担金は、県内14市で構成する三重県都市会計管理者協議会の負担金5,000円であります。

続きまして、庁内事務経費は124万5,000円の計上であります。10節需用費121万4,000円は印刷製本費121万4,000円で、納付書用紙類等の購入や市共用封筒印刷経費であります。11節役務費は保険料3万1,000円で、全国市長会公金総合保険料であります。

少しページが飛びまして、220、221ページを御覧ください。

下段の11款公債費、1項公債費、2目利子、22節償還金、利子及び割引料3,537万4,000円のうち、会計課分を御説明いたします。

次ページ、222、223ページを御覧ください。

右側にあります一時借入金利子246万6,000円は、一時借入れをした場合の利子償還金としての計上でございます。

以上が会計課に係る補正予算並びに当初予算の説明となります。御承認賜ります

よう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長　以上が議案第21号、尾鷲市一般会計予算の議決についての説明でございます。

質疑ございますか。

○南委員　白地図というのは何ページやった、1万1,000円。

○野地会計管理者兼会計課長　38、39ページになります。39ページの上のほうになります。

○南委員　白地図の売却というのは、白い尾鷲市の地図だと思うんですけど、それは1万1,000円ということで理解するんですが、関連で、これと。市史、あったでしょう、尾鷲市史の上巻、下巻というのは。それは、会計管理には在庫として全てもうないんですか。

○野地会計管理者兼会計課長　市史については、上巻は全部完売しておりまして、下巻のみ200冊の在庫があります。

○南委員　ちなみに1冊幾らでした。

○野地会計管理者兼会計課長　1冊2,000円となります。

○仲委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　以上で会計課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

監査、お願いします、準備を。

それでは、監査委員事務局の審査を始めます。

議案第21号の令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○仲監査委員事務局長　監査委員事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、監査委員事務局の予算につきまして、尾鷲市一般会計特別会計予算書に基づき説明させていただきます。

予算書の92、93ページ中段を御覧ください。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費の本年度予算額は2,043万6,000円で、前年度に比べますと9万5,000円の増額となっております。

財源内訳といたしましては、全て一般財源となっております。

人件費を除きました監査事務費は282万8,000円で、前年度に比べ5万1,

000円の増額となっております。

監査事務費の内訳といたしましては、まず、1節報酬177万円につきましては、代表監査委員、議選監査委員2名の委員報酬であります。7節報償費6万6,000円は、住民監査請求に係る弁護士に対する相談費用として、昨年度と同様に1回2時間3回分の弁護士料を計上させていただいております。8節旅費38万1,000円は、昨年度に引き続き、全国都市監査委員会総会研修会並びに東海地区都市監査委員会総会研修会参加のための職員1名分の普通旅費12万4,000円と監査委員2名分の費用弁償25万7,000円で、前年度と比較し5万9,000円の増額となっております。

次に、10節の需用費51万8,000円につきましては、定期監査、例月出納検査、決算審査等に係る事務用消耗品費、監査事務に係る参考書籍購入費、書籍の加除追録代等の消耗品費で、一部消耗品の単価の低下等により、前年度と比較して2,000円の減額となっております。

次に、11節役務費の通信運搬費1万円は、前年度と同様に住民監査請求関係書類の簡易書留等に係る郵送代を想定して計上させていただいております。13節使用料及び賃借料の複合機使用料6万1,000円につきましては、事務室内設置の複合機使用料で、昨年度と同額でございます。

次ページ、94、95ページの上段を御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の2万2,000円につきましては、記載のとおり、三重県、東海、全国の各都市監査委員会の会費と三重県都市監査委員会総会研修会参加のための負担金であります。前年度と比較して6,000円の減額につきましては、3地区共済事務研修会及び東海地区都市監査委員会総会研修会負担金が不要となったことによるものであります。

以上で、監査委員事務局に係る予算の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○仲委員長 説明は以上でございますが、御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。監査委員事務局、御苦労さまでした。

本日はこれにて行政常任委員会を閉じます。御苦労さまでした。再開は明日午前10時からといたします。よろしくお願いいたします。

(午後 2時41分 閉会)